

市民福祉委員会記録

○開催日時

平成28年6月30日 午前9時59分～午後1時49分

○開催場所

第2委員会室

○出席委員（7人）

委員長	永山伸一	委員	福田俊一郎
副委員長	中島由美子	委員	森永靖子
委員	上野一誠	委員	森満晃
委員	橋口博文		

○紹介議員

議員 井上勝博

(請願第6号 受動喫煙防止の対策強化を求める請願書)

○その他の議員

議員 新原春二

議員 小田原勇次郎

議員 谷津由尚

○説明のための出席者

市民福祉部長	春田修一	障害・社会福祉課長	有西利朗
市民課長	榊順一	高齢・介護福祉課長	橋口浩文
環境課長	内田泰二	保護課長	小原雅彦
川内クリーンセンター所長	原暢幸	子育て支援課長	知識伸一
市民健康課長	檜垣淳子		
保険・年金課長	西田光寛	財政課長	今井功司
課長代理兼国民年金グループ長	上野博文		

○事務局職員

議事調査課長 道場益男

議事グループ員 柳裕子

○審査事件等

審 査 事 件 等	所 管 課
(所管事務調査)	環 境 課 川内クリーンセンター
(所管事務調査)	市 民 課
議案第106号 平成28年度薩摩川内市一般会計補正予算 議案第110号 平成28年度薩摩川内市国民健康保険直営診療施設勘定特別会計補正予算 請願第6号 受動喫煙防止の対策強化を求める請願書 (所管事務調査)	市 民 健 康 課
議案第109号 平成28年度薩摩川内市国民健康保険事業特別会計補正予算 陳情第9号 若者も高齢者も安心できる年金制度の実現を求める意見書の提出についての陳情 (所管事務調査)	保 険 年 金 課 (税 務 課) (収 納 課)
(所管事務調査)	障 害 ・ 社 会 福 祉 課
議案第101号 薩摩川内市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について 議案第102号 薩摩川内市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について 議案第106号 平成28年度薩摩川内市一般会計補正予算 (所管事務調査)	高 齢 ・ 介 護 福 祉 課
(所管事務調査)	保 護 課
議案第103号 薩摩川内市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について 議案第106号 平成28年度薩摩川内市一般会計補正予算 (所管事務調査)	子 育 て 支 援 課
若者も高齢者も安心できる年金制度の実現を求める意見書の提出について (追加日程)	—

△開 会

○委員長（永山伸一）ただいまから市民福祉委員会を開会いたします。

本日の委員会は、お手元に配付しております審査日程により審査を進めたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（永山伸一）御異議ありませんので、お手元に配付しております審査日程により審査を進めます。

なお、環境課と川内クリーンセンターは同時に審査を行います。

ここで、傍聴の取り扱いについて申し上げます。現在のところ、傍聴の申し出はありませんが、会議の途中で傍聴の申し出がある場合は、委員長において随時許可します。

△環境課及び川内クリーンセンターの審査

○委員長（永山伸一）それでは、環境課及び川内クリーンセンターの審査を行います。

△所管事務調査

○委員長（永山伸一）付託された議案はありませんので、所管事務調査を行います。

当局に説明を求めます。

○環境課長（内田泰二）それでは、環境課に係る所管事務の説明をさせていただきます。

市民福祉委員会資料の1ページをお開きください。

川内クリーンセンター基幹的設備改良事業についてでございます。

この事業につきましては、昨年の12月、それと本年の3月の委員会でも説明をしております。今回は、4月以降のスケジュール等について説明をいたします。

まず1の事業概要でございます。川内クリーンセンターにあります焼却施設、粗大ごみ処理施設、浸出水処理施設、資源ごみ処理施設の延命化を図るために、DBO方式による基幹的設備改良事業を行うものでございます。

2の4月以降のスケジュールでございますけれども、4月15日に市のホームページにより入札公告を行っております。5月31日までの締め切りで、入札参加表明書等の受付を行い、6月

10日に参加資格審査結果の通知を発送しております。

3の今後の事業のスケジュールでございます。8月1日までに技術提案書等の受付を行い、9月26日に薩摩川内市一般廃棄物処理施設整備事業審査委員会において優秀提案者を選定していただき、9月下旬の開催予定の入札契約委員会において落札者を決定いたします。

10月に基本協定を締結し、11月に仮契約を締結。12月議会に御審議いただいた後、本契約締結となります。

平成29年1月から改良工事の設計準備に入り、4月に着工。平成31年度末の完成予定でございます。

一番下の段でございますが、特別目的会社による施設の管理は平成29年4月から平成52年3月までの23年間となります。

以上で、環境課分の説明を終わります。

○川内クリーンセンター所長（原 暢幸）川内クリーンセンターです。資料はございませんが、クリーンセンターで発生します焼却灰等のエコパークかごしまへの搬出状況について、口頭で説明をさせていただきます。

平成28年度の搬出予定量は、焼却主灰 ― 燃え殻ですが、約2,500トン、焼却飛灰 ― ばいじん、すすですけれども、これを約1,000トン、埋立廃棄物を約5,200トン、合計で約8,700トンとなる予定でございます。

4月18日から搬出を開始し、5月末までの実績は焼却主灰464.68トン、焼却飛灰192.15トン、合計で656.83トンとなっております。なお、埋立廃棄物につきましては、梅雨時期をはずしまして搬出を開始する予定としております。

以上で、川内クリーンセンターの説明を終わります。よろしく申し上げます。

○委員長（永山伸一）ただいま当局の説明がありましたけれども、これより質疑に入ります。御質疑願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（永山伸一）質疑はないと認めます。

次に、委員外議員から質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（永山伸一）質疑はないと認めます。

以上で、環境課及び川内クリーンセンターの審査を終わります。御苦労さまでした。

[発言する者あり]

○委員長（永山伸一）環境。どうぞ。

○委員（橋口博文）今度の大雨で――唐浜海水浴場と西方の海水浴場が8日に安全祈願祭をして、海水浴を始めますよな。それで、この今度の水害で――ごもくといったっけ、何といったっけ、あれがたくさん来てな。大変困って。『いけんか、7日までの間に処分をしてもらいやならんかね』って。『それを言うてくれ』って言ってあったものだから。私もきのうは見に行ったんですが。地域の人が出て、寄せてはおるけれども、海水浴場の中は。その持ち出し方がほら、なあ大変、地元じゃできんわけよ。それをいけんかしてもらわないかなということですが。

○委員長（永山伸一）答弁がありますか。

○環境課長（内田泰二）前回の回答で県が管理をされる海岸ですという説明しておりますけれども、私どものほうからも、県と、あと海水浴場の関係の関係課にちょっと相談してみますので。

○委員長（永山伸一）よろしいですか。

○委員（橋口博文）海水浴場の場合は、やっぱりあそこの西方の場合、県が関係があつてするわけ。そうですか。私は、海水浴場は薩摩川内市の観光課が進めとったかと思って。それとは違つたな。

○委員長（永山伸一）答弁ありますか。

○環境課長（内田泰二）まず、ごみの回収の関係については県のほうがされると思うんですけど、県と薩摩川内市の関係課とどういう調整をされているか、ちょっと承知しておりませんが、話はしておきますので。

○委員（橋口博文）それなら、7日ずいのうちにな。7月の7日やっど。唐浜の海水浴場もほら、あその場合は警備会社が運営しとるわけやいどん、西方の海水浴場は組合ができて、やってるわけですけども。県としっかりと話し合いをしてな。せつかく来られた方が海水浴を楽しんで帰っていただくような体制ができるようお願いをしておきたい。

○委員長（永山伸一）環境課の所管ですけ。海水浴場、環境課の所管ですか。違いますよね。

○環境課長（内田泰二）所管は、観光・シティ

セールス課ですので。この後すぐ、話はしてまいりますので。

○委員長（永山伸一）橋口委員、よろしいですか。

○委員（橋口博文）よかです。

○委員長（永山伸一）質疑は、質疑のときをお願いします。一応、今回閉めてからでしたんで。よろしくをお願いします。

以上で、環境課及び川内クリーンセンターの審査を終わります。御苦労さまでした。

では、ここで休憩します。

~~~~~

午前10時 9分休憩

~~~~~

午前10時10分開議

~~~~~

○委員長（永山伸一）では、休憩前に引き続き会議を開きます。

△市民課の審査

○委員長（永山伸一）次は、市民課の審査に入ります。

△所管事務調査

○委員長（永山伸一）付託された議案はありませんので、所管事務調査を行います。

当局に説明を求めます。

○市民課長（榊 順一）市民課に係る所管事務について、市民福祉委員会資料により説明をいたします。

委員会資料の2ページをお開きください。

マイナンバーの通知カード及びマイナンバーカードの交付の状況について、6月20日現在を報告いたします。

まず、通知カードの未受領の状況でございます。1,123通でございます。全世帯の2.4%程度となっております。未受領の通知カードは、平成28年度中は保管をいたしまして、受領の再度の案内や問い合わせ等に対応していきたいというふうに考えております。

マイナンバーカードの交付申請件数は8,232件となっております。その下の表、作成されたマイナンバーカードの市への到着件数は7,822件で、そのうち6,040件が申請者へ

の交付済みとなっております。交付率が77.2%となっております。市へ到着したマイナンバーカードのほとんどが交付通知書を郵送しております。処理作業はスムーズに行われていると言えると思います。

次に、平成28年5月31日現在の全国及び鹿児島県の申請状況の概数でございます。全国では、推定申請率が8.7%、鹿児島県では7.9%と発表されており、本市は8.3%となっております。本市では、6月20日現在で住基カードからマイナンバーカードへの移行は2,300枚、新規のマイナンバーカードの取得は3,740枚となっております。住基カードとマイナンバーカードを合わせた有効枚数は、約1万9,500枚ということになっております。

現在、有効期限の残っている住基カードからの移行が余り進んでいないといえますが、これから先、住基カードの有効期限が切れる段階でマイナンバーカードへの移行となるのではないかとこのように思っております。

また、本庁、支所合わせまして本市における平成28年1月から5月のマイナンバーカードの交付件数累計を表にいたしました。交付体制といたしましては、平日来庁できない方やお子様連れの家族などが受け取りやすくするために2月から3月は第4日曜日を、4月に入ってから第2及び第4日曜日の休日交付を本庁市民課で行っております。

1日当たりの平均交付件数は、平日が57件、日曜日が111件で、休日交付の効果があらわれていると分析をしております。カードの早期交付に向けた取り組みを行っていきたいところでございます。今後も、これからの交付申請の状況をみながら、交付体制をどうしていくかなど検討し、正確・迅速な交付事務を進めてまいります。

次に、自動車登録番号標の封印等業務が新たな事務事業となるため、現況を報告をいたします。資料は3ページ、4ページになります。まず、4ページのほうをお開きいただきたいと思っております。

封印制度の意義と封印の取り付けを行うものについて冒頭説明を申し上げます。

登録を受けていない自動車を運行するためには検査に合格し、新規登録を受けた後、指定された自動車登録番号を記載した自動車登録番号標――

ナンバープレートでございますが――を自動車に取りつけた上、封印の取り付けを受けなければならない。封印とは、これを破壊しなければ自動車登録番号標を取り外すことができないような機能を持ったものであり、封印が正常な状態で施封されている場合には、適正な自動車登録番号標がその自動車に表示されているというものでございます。

封印の取り付けを行う者は、国、それから政令で定める離島の市町村長及び封印を取りつける受託者と、道路運送車両法に規定されております。甑島で封印等の業務をするには、道路運送車両法施行令第2条により国土交通大臣から封印等に関する離島及び市町村の指定を受けなければならず、指定の要件は本土と隔絶の状態及び離島に使用の本拠を要する自動車の数、あるいは分布の状態等となっております。

それでは、資料の3ページをお開きください。

業務の目的から順に説明をいたします。

現在、甑島における封印の取り外しや取り付け業務は、本土、鹿児島市の谷山港にある九州運輸局鹿児島運輸支局において行われております。甑島往復の主な移動手段が船便であることから、移動時間や費用の面で住民の負担が大きいといったことから、その軽減を図るため、里、上甑、下甑、鹿島の4支所で封印等ができるようにするものでございます。

冒頭説明しました指定の要件に、甑島も該当するという国土交通省の見解をもとに、指定されるよう国土交通大臣に手続きをしている段階でございます。9月には業務開始できる見通しとなっております。4の甑島の民間車検場等の状況は、表のとおりで島内に6カ所ございます。5の支所で想定される業務は地域振興課の証明書発行等窓口で受付をいたしまして登録車の車台番号の位置等を確認し、封印の作業となります。所要時間は、10分程度を予定しているところでございます。

手続手順は、図に示したとおりで、支所では⑥番、⑦番の業務となり、封印については鹿児島運輸支局からある程度の量を前渡しされるということになっております。毎月、前月分の実績を運輸支局に報告することになります。

なお、県内の状況を参考に申し上げますが、種子島、竹島及び屋久島等が離島指定を受けており

まして、西之表市、中種子町、南種子町、上屋久町が封印業務を実施されております。

以上で、所管事務調査2件の報告を終わります。よろしくお願いいたします。

○委員長（永山伸一）ただいま当局の説明がありましたけれども、これより質疑に入ります。御質疑願います。

○委員（福田俊一郎）市の負担はないということですが、国土交通省のほうから事務費は直接入ってくるんですか。

○市民課長（榊 順一）事務費等については、特にございません。

○委員（福田俊一郎）ないというのは、具体的にはもう自己負担でこれはやっていくというふうに認識していいですか。

○市民課長（榊 順一）封印のほうは国土交通省からいただけますので、それ以外のものについては市の負担というふうになりますけれども、特に経費が発生するといったようなものはございません。準備等で管理台帳をつくるとか、マニュアルをつくるとか、そういったものでございますので、特に経費がかかるといったことはございません。

○委員（福田俊一郎）市の事務範囲の中でこれは実施していくというふうに認識していいですね。

○市民課長（榊 順一）今、委員がおっしゃったように、現在の事務の中でこの事業をやっていくということでございます。

○委員長（永山伸一）ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（永山伸一）質疑は尽きたと認めます。

次に、委員外議員から質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（永山伸一）質疑はないと認めます。

以上で、市民課の審査を終わります。御苦労さまでした。

ここで休憩します。

~~~~~

午前10時20分休憩

~~~~~

午前10時21分開議

~~~~~

○委員長（永山伸一）休憩前に引き続き会議を開きます。

△市民健康課の審査

○委員長（永山伸一）次は、市民健康課の審査に入ります。

△議案第106号 平成28年度薩摩川内市一般会計補正予算

○委員長（永山伸一）まず、議案第106号平成28年度薩摩川内市一般会計補正予算を議題といたします。

当局に補足説明を求めます。

○市民健康課長（檜垣淳子）それでは、議案第106号平成28年度薩摩川内市一般会計補正予算の市民健康課分について御説明申し上げます。

予算書、予算に関する説明書の21ページをごらんください。

4款1項1目保健衛生総務費で、国民健康保険直営診療施設勘定特別会計への繰出金211万7,000円を増額補正しております。

これは、特別会計の歳出の増額補正に対応するためのものです。

以上で説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○委員長（永山伸一）ただいま当局の説明がありましたけれども、これより質疑に入ります。御質疑願います。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（永山伸一）質疑はないと認めます。

次に、委員外議員から質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（永山伸一）質疑はないと認めます。

ここで、本案の審査を一時中止します。

△議案第110号 平成28年度薩摩川内市国民健康保険直営診療施設勘定特別会計補正予算

○委員長（永山伸一）次に、議案第110号平成28年度薩摩川内市国民健康保険直営診療施設勘定特別会計補正予算を議題といたします。

補足説明をお願いします。

○市民健康課長（檜垣淳子）次に、議案第110号平成28年度薩摩川内市国民健康保険直営診療施設勘定特別会計補正予算について説明いたします。

歳出から説明いたしますので、予算書、予算に関する説明書の79ページをお開きください。あわせて、平成28年度第2回補正予算の概要10ページをごらんください。

2款1項1目医療用機械器具費で1,058万4,000円の増額補正をお願いしております。これは、手打診療所のデジタル化画像診断処理装置が、購入後8年を経過しており、既に耐用年数6年を経過し、最近は故障も多く、診療に支障を来しているため、デジタル化画像処理診断装置などの医療機器の整備について増額するものであります。

次に、歳入の内容について御説明いたしますので、前に戻っていただいて、77ページをごらんください。

7款1項1目施設整備費補助金は、特定離島ふるさとおこし推進事業補助金で、補助率80%で846万7,000円を医療機器整備に充当するものでございます。

次の78ページをごらんください。

7款1項1目一般会計繰入金で、医療機器整備に係る市負担分について一般会計からの繰入金211万7,000円を増額するものでございます。

以上で説明を終わります。よろしく願いいたします。

○委員長（永山伸一） これより質疑に入ります。御質疑願います。質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（永山伸一） 質疑はないと認めます。

次に、委員外議員から質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（永山伸一） 質疑はないと認めます。

これより討論、採決を行います。

討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（永山伸一） 討論はないと認めます。

これより採決を行います。

本案を原案のとおり可決すべきものと認めることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（永山伸一） 御異議ないと認めます。よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

△請願第6号 受動喫煙防止の対策強化を求める請願書

○委員長（永山伸一） 次に、請願第6号受動喫煙防止の対策強化を求める請願書を議題といたします。

紹介議員のほうどうぞ。ちょっと準備をしますので、しばらくお待ちください。

〔紹介議員入室〕

○委員長（永山伸一） 請願文書表につきましては、配付してありましたので朗読を省略いたします。（巻末に請願文書表を添付）

それでは、紹介議員に出席いただいておりますので、井上議員に説明を求めます。

○紹介議員（井上勝博） ありがとうございます。この日置市の涉さんという方からこういう請願を出したいということで、この趣旨そのものも、前回の陳情も出された涉さんだったんですけども、今回2回目の陳情を出すに当たって、請願という形で出されて。それで、1回目の審査では趣旨はよくわかって委員の方々もみんなに御理解いただいて、ただ問題はお店のほうが負担が出てくるのではないかという御意見などがありまして、前回の場合は不採択になったと思います。

その後、たばこの煙のないお店でしたっけ、そういうたばこの煙のないお店ということについては、私はいちき串木野に行ったときにラーメン屋さんに入ったんです。そこのラーメン屋さんにそういうカードが飾ってありまして、何だろうなと思ってよく見たら、ここはそういうたばこがない、禁煙するというのを宣言しているお店なんだということが、読んでわかったわけです。

これは県のほうが奨励していて、登録して、そのお店にしてみれば。たばこをよく吸われる愛煙家の方々にとってみれば余り入りづらいところかもしれないんですけども。ただ、たばこを吸わない方々にしてみれば非常に煙のない、空気のきれいなそういうところ食事ができるという点で、お店のほうでそういう喫煙されない方々のことを配慮して宣言をされていらっしゃるわけです。だから、お店の判断です。そういう点では、そういうお店がどんどんふえていくことはいいことだなというふうに思うんです。愛煙家の方々にとってみればちょっと大変かもしれません。

私も、実は20年ぐらい前は1日10本ぐらい

ですけれども、たばこを吸っていましたので、その気持ちはよくわかります。禁煙といってもすぐやめられるものじゃないです。飲んだときは吸いたくなるし、友達からそのときは、「1本くれんけ」というふうに頼んで、嫌がられるというような経験もしましたし。だから、禁煙というのは大変なんですけども。ただ、やろうと思えばできないことはなかったと。やってみたら今度は新たな発見があったんですね。

というのは、やっぱりたばこの煙というのは本当に体に悪いんだなということが後でわかるんですね。つまり、車に乗ったときに、1時間ぐらい前にたばこを吸っていた人が乗っていた車はすぐわかるわけです。部屋でもたばこを吸っていた、もう吸っていないのに部屋に入ったら、すぐたばこの煙がわかるんです。そういうふうにごく体が嫌がっているということが、よくわかるわけです。だから、そういう点では、やはりこれは、たばこというのは、愛煙家の人にはわからんかもしれないけれども、やっぱり体には悪いものですから、そういう点では、たばこを吸わない人にとってみれば、すごく煙のないお店というのは大変勘るなというふうに考えてるところです。

そういう点で、こういう制度があるということがわかって、改めてこういう請願を出されたわけで、これを奨励していこうじゃないかということです。お店の判断です、あくまでも。お店がそういう判断をしていくわけです。ですから、それを奨励するという自身は議会で意見することにはあっていいのかなど。それは、やっぱり医療費がふえないというためにも、必要なことかなというふうに思いますので、ぜひこの請願の趣旨を御賛同いただきましたというふうに思います。

以上です。

○委員長（永山伸一） ありがとうございます。

それでは、これより紹介議員に対する質疑を行います。紹介議員に対する質疑等はございませんか。

○委員（上野一誠） それじゃあ、井上議員に質問をします。この2番の中で、「飲食店は禁煙とすべき施設である旨を説明し」と。私も飲食店をしているんですけど。禁煙をすべき施設という根拠は何か。

○紹介議員（井上勝博） 確かに、言葉としては

私も適切じゃないのかなという感じはします、私も。涉さんも喫煙家だったらいいんです。それで、脳梗塞をされて体が不自由になって、今ではもう体がいうことをきかんと。口だけはもう達者ですから、あちこちでいろんな活動されているんですけども。それだけに、たばこの煙に対する感情的なもの、そういうものがちょっと強いのかなというのを感じております、私も。

だから、やっぱりちょっときつい言葉を書いてあるのかなというふうには思うんですけども、飲食店は禁煙とすべき施設である旨というのは、私もどうなのかな、法的に。法的にどうか、その辺をなんか根拠づける何らかの法律があるというわけじゃないと思うんです。それはないと思うんですよ。

だから、確かにここの表現の趣旨はちょっと問題があるかなというふうには思いますが。ただ、あくまでもこの請願の趣旨というのは、そういうお店に対して奨励をして、こういうたばこの煙のないお店というのをふやしていきたいという。薩摩川内市の場合1店だけというふうになっているんですよ——ああ、3軒け。最初のほうに、ホームページを見れば、お店の名前が書いてあるらしいですよ。森永さんのところですよ。今3店にふえたと。だから、これはいい傾向なんで、もっとこれがふえていくようにしていけばいいんじゃないかなど。そこら辺は、飲食店の方々については、いろいろつらいところもあるかもしれませんが。しかし、それはあくまでも飲食店の自由ですので。「すべき施設」であるというのは、きつい言葉だということは私も認めます。

○委員（上野一誠） 請願となると、やっぱりあなたが言う今のは、全く理由に、説明になっていないと思うんだけど。こういう表現を、資格問題を入れ込むというのは、その事業者にとっては大変なことなんです。だから、あなたが言うそういうものだったら、もっと文書の書き方も変えるべきですよ。

ですから、いつこういう状況になったのかと、これを見てびっくりしかただけ。やっぱりこういう請願は慎重に扱っていかないと。その店舗、事業者が私の店は禁煙ですよということは、それはいいことさ。ただ、その判断でいいんだけど、「禁煙とすべき施設である旨を」と明確にうたっ

である以上は、やっぱりこの表現は決して僕は好ましいと思わんし、やっぱり資格問題として入り込んだ文章でありますね。だから、一つ一つやっぱり請願をするのであれば、こういう文章も慎重に出していかないと理解は得られないんじゃないか、そう思います。

○委員長（永山伸一）何かありますか。

○紹介議員（井上勝博）おっしゃるとおりです。

○委員長（永山伸一）よろしいですか。ほかに。

○委員（中島由美子）私は禁煙、たばこは吸わないのでこんなお店がふえたらいいのかなとは思っていますが。こうやってうちも3店ほどあるということなので。禁煙、たばこの煙のないお店に登録されたことで、そのラーメン屋さん、売り上げがどんな変化があったかというのは調べておられるか、わかったら教えてください。

○紹介議員（井上勝博）それは調べておりませんでした。ただ、いちき串木野のお店が、あそこは食のまちということでやられているまちですが。結構、お客さんたくさん入っているお店なので、禁煙店にしたというか、そういうたばこの煙のないお店で逆によかったのかなという感じもするんですが、データの的には私もわかりません。よろしいですか。

○委員長（永山伸一）よろしいですか。ほかに。

○委員（森満 晃）お店的にはどうなのでしょう。禁煙でもそうなのでしょうけど、分煙だとか、そういうのは県全体で努められている店舗だとか、そういう部分の数字とかは、お持ちでないですか。市でもいいです。

○紹介議員（井上勝博）そのデータも私は持ち合わせておりません。今、禁煙店については1店のみと、私が涉さんから聞いていたのは。そのときは。でも3店にふえているということについてだけです。

○委員長（永山伸一）ほかにございせんか、議員に対する質疑は。

○委員（福田俊一郎）せっかくです。 「一定の要件を満たす各事業所については、国からその費用の半額を交付する制度がある」ということですが、分煙装置の価格はどれぐらいなのか。それから、国からのその費用の半額を交付する制度というのは上限がどれくらい出るのか。そこに記載されていますので、そこをちょっと制

度を示していただければありがたいです。

○委員長（永山伸一）紹介議員のほうで。井上議員、お願いします。

○紹介議員（井上勝博）大変申しわけありません。どれぐらいの金額がかかるか私も調べておりません。

○委員長（永山伸一）国から半額交付する制度っていうふうに表示してあるけれども、その具体的な制度はという話ですけど、紹介議員のほうからありますか。後ほど当局からまた補足説明を求めたいと思いますので、紹介議員のほうは何かありますか。

○紹介議員（井上勝博）ここに書かれてあるとおりで、費用の半額を交付するということから、それ以上のことは私もわかりません。

○委員長（永山伸一）よろしいですか。ほかに紹介議員に対する質疑はございせんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（永山伸一）では、紹介議員は以上で退席されて結構です。どうも御苦労さまでした。紹介議員が退席されますので、しばらくお待ちください。

[紹介議員退席]

○委員長（永山伸一）では、ここで当局から本請願について補足説明があれば、先ほど1店舗が本会議で3店舗とかありましたし、こういった国の制度等もここにうたってあるんですが、そこら辺おわかりであればお願いいたします。

○市民健康課長（檜垣淳子）先ほど3店舗という話がありましたけれども、県のほうでは10日締めでホームページに載せるということで、公表するというので、6月10日の時点では1店舗でした。あと、また7月10日に今度出される予定なんですけど、数店舗がふえるということでは聞いておりますけれども、店舗数としてはまだ公表できないということでしたので、また7月10日に見ただければ少しふえているということにはなるとお思いますので、店舗数はそういうこととさせていただきます。

あと、受動喫煙に対しては市民健康課のほうでも母子手帳の交付時だったりとか、あるいは肺がん検診時にいろいろなパンフレットを活用して受動喫煙防止、あるいは禁煙対策のほうを実施しているところです。

あと、4番目の労働者の健康維持のための分煙装置ということになりますので、これは煙のないお店とはちょっと関係はないのかなと思います。労働者がいるところで分煙にしたら補助がありますよという制度になると思いますので。

以上です。

○委員長（永山伸一） ここで質疑を一時中止して、これから自由討議を行いたいと思います。御意見等あればお願いいたします。その後、質疑を行いたいと思いますので、お願いします。森永委員、御意見ということでお願いします。

○委員（森永靖子） この請願が出ていることを私、はっきりわからずに今回、たばこの煙のないお店ということで、質問をさせていただいたんですが。個人的なことで、和食中心のお店をやっている関係で、お子様連れとか、市民病院の帰りのお年寄りの方もお店に見えたりする関係で、そういうふうにしたらいんじゃないかというスタッフの考えで、そのようなお店に今回、昨年ですか、しました。

たくさんあるのかなと思っていましたら、1店舗ということで。受付が6月までの受付で、7月末までに登録した分ということでふえてはいるでしょうけど、その時点では1店舗ということで少し驚いたんですが。全体的に受動喫煙防止をどうということまでは、まだなかなか踏み切れないところですので、煙のないお店がふえていったらなという考えです。やっぱり以前も出されたように、橋口議員のほうでも、そういうことをしたら商店街はもう丸つぶれだっていうことでしたので、そうであればと思って、あえて小さいところから。質問でも申しましたように2020年の国体のときの5競技、バスケットも来ればたくさんの集客もあるだろうということで、このようなお願いを今からしておいたらと思ってしたところだったので。いろいろ聞いてみますと、国のほうも市のほうも別にそういう場を設けるのであれば、予算的にも幾らか賄えるということでしたので、食事をする場所をそういうお店にして、あと外にちょっと出て、たばこを吸うところでもつくることできれば、予算がこのようなのがあるんですよということにどんどん広めていただいて、ふえていけばなということなんです。

私たち食生活改善では、一人で10枚こういう

チラシを配るように言われて、ここ何年もずっとCOPDのを配って回って、企業にも回るんですが、なかなか理解を得られないところで。もう「このチラシもやめてくれ」って、会員たちからも言われる中も、県のほうではあえて10枚配りながらやっているところで、なかなか進まないのはもう事実です。ですから、せめて食べるところの一つの部屋だけでもおいしく食べて、何も害もないところでというふうに私としては希望をしたところでした。

以上です。

○委員長（永山伸一） ほかに御意見ございませんか。

○委員（上野一誠） 私の意見は、やっぱりこういう喫煙の対策をするということは、健康を含めてそれなりに意味はあると思うんですけど。私はこの文書にこだわったのは、「飲食店は禁煙とすべき施設である」と。この表現が非常におかしいですよ、これ。そう決めつけて、こういう喫煙をしなきゃならないという、飲食店というのはそうなんですよという表現を、こんなことを平然と出してくるというのは、文言上はおかしいです。

したがって、お店の中で、今、森永委員が言われたようにそういう努力をされることは大いに結構だし、その辺は構わないです。やっぱりこういう表現を飲食店全体にかかわる大事な部分も、「飲食店はこうなったらあを」というような表現の、位置づけの、請願はやっぱり理解ができないということで、先ほど御意見を申し上げました。

○委員（森満 晃） 今、（当局席を向きながら）2020年に……。

○委員長（永山伸一） 今は、自由討議の時間ですので、委員間の。質疑のときは、また質疑の時間を設けますので、お願いします。今は委員間の自由討議という形でお願いたします。

○委員（橋口博文） やっぱり飲食店の営業をしている人は生活をしているわけですよ。それで、やっぱり我々、議会として余り強制的にたばこを吸わんようにしてくださいということもどうかと私は思うわけですよ。また時期が来れば、それぞれ市民の方々が考えてくれると思いますので、今のところでは私は尚早じゃなかかなと思うところですよ。

○委員長（永山伸一） ほかに御意見ございませ

んか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（永山伸一） それでは、自由討議を終わりました、ここで質疑に戻します。

○委員（森満 晃） 2020年に東京オリンピックに向けて、あるいは国体に向けてということで、受動喫煙防止の法の整備を今されているということなんですけども。その内容としまして、例えば、そういう飲食店だとか、いろんな学校だとか、病院だとか、いろんな公共の施設が今後、法によって何か取り組まなければならないだとか、そういった整備の基準があるんでしょうか。

○市民健康課長（檜垣淳子） 「罰則つきの強力な法整備を準備中である」とありますけれども、まだそこまで詳しくは出ていないという状況にあると思います。

○市民福祉部長（春田修一） 先ほどから義務の話が出ておりますが、今現在、受動喫煙をうたっているのは健康増進法の中の第25条というのがございます。その中では、「学校、体育館、病院」——ちょっと読み上げます——「劇場、観覧場、集会場、展示場、百貨店、事務所、官公庁施設、飲食店その他の多数の者が利用する施設を管理する者は、これらを利用する者について、受動喫煙を防止するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない」というような表現がなされているところでございます。ということでございますので、上野委員がおっしゃいますように義務ということではなくて、努めるというように法の中ではうたわれております。

本市の場合におきましては、庁舎も含めまして公共施設については喫煙場所を設けるなどして、市民に吸われる方がいらっしゃるということで、市民限定で庁舎内には設けておりますが、職員については庁舎外という、敷地内ではございますが、敷地外というように形で今努力をしているところでございまして。病院等を含めましても同じような考え方で敷地外とかそういう形で今取り組みを進められているという状況でございます。

○委員長（永山伸一） ほかに質疑はございませんか。

○委員（森永靖子） 例えば、この例にありますように全体的に受動喫煙防止のというところの部分ではなくて、お年寄りが一緒に食事をしたい、

妊産婦だったり、子ども連れだったり、赤ちゃん連れだったりして、お昼ちょっといただきたいなというようなときに、そのステッカーを見てここなら大丈夫だって思って入られる人たちとか。自分が、先ほどのラーメン屋さんじゃないけども、ここのラーメン屋なら絶対入りたいと思っているけども、たばこの煙のない店と書いてあるから別なところを探そうとかっていう形で選んでいただければいいことであって、橋口委員がおっしゃるように全体的にどの店もするというのはなくて、希望される、たばこの煙のない店にしたいと思われるところは、そのような形で皆さんの健康を考えていただければいいのであって。たばこを我慢できない時間というのは、吸ってみないからわからないんですが、1時間も、2時間も、3時間も我慢できないっていうものじゃないんじゃないでしょうか。1時間ぐらい御飯食べる間、我慢してたばこを吸わないで、周りの人も考えて食事をおいしくしようという、それができないのかな。

たばこを吸われる議員さんも2時間、10時から12時までではしっかり座って我慢して、途中でひよろって出られる人は、たばこ吸いかなと思います。昔は堂々と「たばこ」って言いながら、出ていかれる先輩議員もありましたけども。我慢すれば食事をする間は我慢できるんじゃないかなと思うときに、せめて煙のないお店っていうふう限定してできないのかなっていうふうには私を考えます。

○委員長（永山伸一） ほかに質疑はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（永山伸一） 質疑は尽きたと認めます。次に、委員外議員からの質疑はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（永山伸一） 質疑はないと認めます。

それでは質疑を終了いたしますが、本請願の取り扱いはいかがいたしましょうか。

継続審査の声はありませんので、これより討論、採決を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（永山伸一） 討論はないと認めます。

これより採決を行います。採決については起立採決を行いたいと思います。では、これより起立により採決を行います。

本請願の趣旨を了とし、採択すべきものと認めることに賛成する委員の起立を求めます。

[賛成者起立]

○委員長（永山伸一）起立少数であります。

よって、本請願は不採択とすべきものと決定しました。

△所管事務調査

○委員長（永山伸一）次に、所管事務調査を行います。当局に説明を求めます。

○市民健康課長（檜垣淳子）市民福祉委員会資料の5ページをお開きください。

野菜1日350グラムの摂取を推進するための宣言について御説明申し上げます。

目的としましては、ふえ続けるがんや糖尿病などの生活習慣病を予防するには、栄養バランスにすぐれた日本型食生活の実践、とりわけ野菜摂取は重要な課題となっており、薩摩川内市健康づくり計画においても野菜を毎日食べている人の割合は平均で51.3%で、特に20歳から40歳の若い方は50%に満たない状況です。

「健やかにいきいきと暮らせるまちづくり」の施策として、市を挙げて野菜1日350グラム摂取を推進する都市宣言を行い、関係機関とともに市民と一体となった運動を、本市の豊富な農産物の普及ともあわせて展開していくこととしております。

宣言日としましては、野菜の日の8月31日に近く、参加者が参加しやすい日の9月3日の土曜日を予定しております。

宣言内容としましては、野菜の健康効果を周知する、野菜を350グラム以上食べて生活習慣病を予防する食生活を普及するなどです。

宣言案は「薩摩川内市350（さんごーまる）ベジライフ宣言」とし、当日、9月3日にさつまフェスタを開催し、その式典において宣言文を読み上げることであります。フェスタとしては野菜と健康の講演会を行い、また野菜の栄養や調理法、育て方に関する展示や試食、体験コーナーを設けて、野菜の摂取を幅広く普及しようとするものです。

スケジュールとしましては、下を参考にしてください。

関係機関、団体としましては医師会など24団

体です。

庁内関係課は農政課など6課になります。

次の6ページをお開きください。

普及推進方法としまして、宣言に関するポスター、チラシの設置、掲示。市のホームページなどでの情報発信。関係団体などと会議を開催し、取り組みの推進をしていきます。あとキャンペーンによる普及啓発などを考えております。

評価としましては、薩摩川内市健康づくり計画のバランスのとれた食生活、食習慣の実現の推進において、野菜を毎日食べる人の割合で検証していきたいと思っております。また、食生活改善推進員などによる野菜摂取の聞き取り調査など、各地区で実施して評価を行っていききたいと思っております。

いろいろな推進をして取り組んでいきたいと思っておりますので、よろしくお願いたします。

以上で説明を終わります。よろしくお願いたします。

○委員長（永山伸一）ただいま説明がありましたけれども、これより質疑に入ります。御質疑願います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（永山伸一）質疑はないと認めます。

次に、委員外議員から質疑はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（永山伸一）質疑はないと認めます。

以上で、市民健康課の審査を終わります。御苦勞さまでした。

では、ここで休憩します。

~~~~~

午前10時57分休憩

~~~~~

午前10時58分開議

~~~~~

○委員長（永山伸一）では、休憩前に引き続き会議を開きます。

△保険年金課の審査

○委員長（永山伸一）次は、保険年金課の審査に入ります。

△議案第109号 平成28年度薩摩川内市国民健康保険事業特別会計補正予算

○委員長（永山伸一）まず、議案第109号平

成28年度薩摩川内市国民健康保険事業特別会計補正予算を議題といたします。

補足説明を求めます。

**○保険年金課長（西田光寛）** 議案第109号平成28年度薩摩川内市国民健康保険事業特別会計補正予算の保険年金課分について御説明申し上げます。資料は63ページからになります。

まず、歳出について説明いたしますので、70ページをお開きください。

1款1項1目一般管理費については、国保事業の運営が平成30年度から県との共同運営になることから、県が国保事業費納付金等を算定するための標準システムを構築するために、本市の住民基本台帳や住民税等の基幹システムと連携する必要があることから、国が本年4月8日に示した仕様によりシステムを改修する必要があるため補正するもので、県の指示により県内の大多数の自治体が6月補正に計上するものであります。

続きまして、歳入について御説明いたします。69ページをお願いします。

3款2項7目国民健康保険制度関係業務準備事業費補助金については、先ほど説明いたしましたシステム改修費について、国が全額補助するものです。

以上で、薩摩川内市国民健康保険事業特別会計補正予算に係る説明を終わります。よろしく御審査賜りますようお願い申し上げます。

**○委員長（永山伸一）** では、これより質疑に入ります。御質疑願います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

**○委員長（永山伸一）** 質疑はないと認めます。

次に、委員外議員から質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

**○委員長（永山伸一）** 質疑はないと認めます。

これより討論、採決を行います。

討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

**○委員長（永山伸一）** 討論はないと認めます。

これより採決を行います。

本案を原案のとおり可決すべきものと認めることに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

**○委員長（永山伸一）** 御異議ないと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決すべきものと

決定しました。

△陳情第9号 若者も高齢者も安心できる年金制度の実現を求める意見書の提出についての陳情

**○委員長（永山伸一）** 次に、陳情第9号若者も高齢者も安心できる年金制度の実現を求める意見書の提出についての陳情を議題といたします。

陳情文書表につきましては配付してありますので、朗読を省略します。（巻末に陳情文書表を添付）

当局から本陳情について補足説明がありますか。

**○保険年金課長（西田光寛）** ございません。

**○委員長（永山伸一）** それでは、陳情の内容について当局に確認したい事項があれば、質疑を行い、その後、委員間の自由討議により審査を進めたいと思います。

まず、質疑はありませんか。当局に対する質疑はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

**○委員長（永山伸一）** では、ここで質疑を一時中止し、委員会の自由討議を行います。御意見ありませんか。自由討議ですので、どうぞ。

[「当局に」と発言する者あり]

**○委員長（永山伸一）** それは、後ほど。この自由討議の後にまた質疑をとりますので。御意見等あれば、まず御意見等を述べていただければ、ありがたいと思います。

[発言する者なし]

**○委員長（永山伸一）** 自由討議にしたんですが、御意見等ないようでありますので、それでは自由討議を終わり、ここで質疑に戻します。ほかに質疑はございませんか。

**○委員（福田俊一郎）** わかる範囲で結構なんですけれども、今、社会保障については若い世代から大変関心が高く、年金についても見通しとして不安定さを感じている若い人たちも多くて、将来の社会に対する不安が増長している状況ではある中で、今回こうして陳情が出されているところですけれども。特に、安定した年金、将来の見込みというのはやっぱりわかっておったほうがいいんですが、今回、マクロ経済スライドというのが導入されて、これに伴って本来もらえる年金から減額されているということなんですけれども。この

マクロ経済スライドというのは、将来的に逆に増加ということはないのでしょうか。

例えば、デフレの中では今こういう状況の中で、それにあわせて減額されていますけれども、将来インフレになった際に、それが逆に上がるというようなことはないのでしょうかね。その辺の確認等もしておいたほうがいいかなとは思いますが、それでも。

**○保険年金課長（西田光寛）** この制度の内容が年金の収入の範囲以内で給付を行うために、社会全体の公的年金制度を支える力、現役世代の人数の変化と平均寿命の延びに伴う給付費の増加というのを基準に、マクロで見た給付と負担金の変動について調整をする仕組みということになっておりますので。ちょっと一般的に考えた場合に、よっぽどのインフレが起きた場合は、その物価上昇率のほうが高ければ、その抑制する部分よりは上がるということが見込まれると思いますけれども、ここ数年の日本の経済状況の伸び率からいくと、やはり抑える力のほうが多いんじゃないなというふうに予想するところです。

以上です。

**○委員長（永山伸一）** よろしいですか。ほかに御質疑ありませんか。

**○委員（中島由美子）** 若者も高齢者もということなんですが、若い人たちがなかなか年金というか、国民年金かけていないというか、かけられない状況というのがあると思うんですけど。本市の場合でいいので、どんな状況か、わかる範囲でちょっとお示してください。

**○課長代理兼国保年金グループ長（上野博文）** 今現在、国民年金につきましては、若い人については御存じのとおり学生の納付特例とかが学生さんの場合はあります。それで、一応、10年間さかのぼって、また後から追納もできますので、基礎年金を満額確保したい方はある程度収入がもらえるようになってから、そこを補填していただければいいんですけど。ただ、どうしても雇用情勢が厳しいということで、なかなか定期的な収入というのが確保できない、そういった方も多いためです。免除制度があります。

ただ、免除制度もどうしても家庭内に世帯主が、お父さん、お母さんで収入が多い方がいらっしゃると免除もできませんので、そういった方には若

年者納付猶予の特例というのがあります。それが、30歳未満まででしたけど、今度は7月で1日からまた改正されまして、50歳未満に引き上げられましたので、そういった面である程度保障というか、国庫で負担できる基礎年金の2分の1はある程度の保障は受けることは可能になってきたのかなと、そういう手続をされれば。

ちなみに、免除の状況なんですけど、若年者と限らずに本市の場合が大体、免除のほうが5割ぐらいの方が免除を手續されています。

**○委員（中島由美子）** 5割ということは、その国民年金をかけておられる方の5割がもう免除をしていらっしゃるということですか。免除申請をされているということですかね。

**○課長代理兼国保年金グループ長（上野博文）** 今私が5割と言いましたのが、ちょっと平成26年度の状況なんですけど。結局、免除が法定免除、障害者年金をもらっている方とか、それから先ほど申しました申請による全額免除、それから一部免除、それとあと学生の納付特例、若年者の納付特例ということで。そこらの大体5割の方が、やっぱりそれぞれ免除手續されているのが、実情でございます。

**○委員長（永山伸一）** よろしいですか。ほかに質疑はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

**○委員長（永山伸一）** 質疑は尽きたと認めます。次に、委員外議員の質疑はありますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

**○委員長（永山伸一）** 質疑はないと認めます。

それでは、質疑を終了いたしますが、本陳情の取り扱いはいかがいたしましょうか。継続と採決ありますけれども。

では、継続の声はありませんので、これより討論、採決を行います。討論はありますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

**○委員長（永山伸一）** 討論はないと認めます。

これより本陳情を起立により採決を行います。本陳情の趣旨を了とし、採択すべきものと認めることに賛成する委員の起立を求めます。

[賛成者起立]

**○委員長（永山伸一）** 起立多数であります。

よって、本陳情は採択すべきものと決定しました。なお、本陳情の採択に伴う意見書の提出の発

議につきましては後ほど協議しますので、御了承願います。

△所管事務調査

○委員長（永山伸一）次に、所管事務調査を行います。当局に補足説明を求めます。

○保険年金課長（西田光寛）所管事務につきましては、定例で報告させていただいております国保と後期高齢者医療保険の短期証と資格者証の交付状況を報告させていただきます。

資料は、委員会資料の7ページになっております。状況としましては、昨年同時期と比べまして若干少なくなっている状況のようです。その他は特にございません。

以上で終わります。

○委員長（永山伸一）ただいま説明がありましたけれども、これより質疑に入ります。御質疑願います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（永山伸一）質疑はないと認めます。

次に、委員外議員から質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（永山伸一）質疑はないと認めます—ここで、森永委員から質疑があるそうです。

○委員（森永靖子）ちょっとお尋ねです。

以前、ジェネリック医薬品をお勧めしますというようなことで話を聞いて、ジェネリックに切りかえられた方々もあったように聞くんですが。医師ではなくてやや専門の方に聞きましたら、ジェネリック医薬品というのは薬を飲む人たちにとっては余り効果的ではないので、普通のお薬に戻したほうがいいというような話が今、ちまたで。ここでこんなこと言っているんですかね—ちょっと後で訂正されると困るので—という話があったのですが。素人の私たちとしては、役所のほうでは何年か前、この市民福祉委員会の中ではジェネリック医薬品をとということで勧められて、いろいろ話をした経緯があったものですから、どうなっているのっていうふうに、ここ1週間ぐらい、10日ぐらい話が、ちまたであります。今ここで、急にあれでなかったらいいと思います。一応そういう話があるということをお伝えしたい。

○保険年金課長（西田光寛）ジェネリック医薬品の推奨につきましては、私どもの課のほうでも

「今お使いのお薬に代わって変わってジェネリック医薬品も使えますよ」という案内の勧奨通知は行っているところです。その薬の効果というのが、私どものほうでは判断できません。それぞれの病院の主治医さんが処方箋を作成されるときに、お医者さんの判断で「これはジェネリックのほうでもいいよ」と。その判断は、私どもが推奨しているわけではなくて、あくまでもお医者さんの判断でされているということだと思います。

○委員長（永山伸一）森永委員、よろしいですか。

○委員（森永靖子）わかりました。それは、それで理解しました。もう一つ済みません。国民健康保険にかかわることかなと思いましたが。昨日、県で健康かごしま21の推進会議がありまして、薩摩川内市がその全体の中で5年間、2011年から15年までの5年間に、いろんな形で市民総ぐるみで脳卒中に関する取り組みを非常によくやっているというようなことで。県の健康かごしま21の会議の中で医師会の方々、相当な数の会議だったんですが、褒められるというか、取り組みを非常に褒めていただきました。

健康保険税にしてもよくなっているのかなというところまで話が進んでいきましたので、これからまた5年間について、ロコモの問題も今度出てきたようですので、薩摩川内市に期待するというような話もちょっとその会議の中で出てまいりました。その中で、私は県の会長として出ていましたので、薩摩川内市ですよって手を挙げるわけにはいきませんでしたけど、ほかの先生方が薩摩川内市だっていることを知っておられる方がちらちら見てよかって言ってくさったので、これからはまたそういう形でいろんな形で関係課で取り組みいただけたらなということ、このところで、一応お伝えしておきたいと思いました。

○委員長（永山伸一）委員の皆様方をお願いいたします。御意見がある場合は、所管事務調査の中で質疑という形で。今の御意見も含めてですね。ぜひお願いいたします。

では、以上で保険年金課の審査を終わります。御苦労さまでした。

ここで休憩します。

~~~~~  
午前11時19分休憩

~~~~~  
午前11時19分開議  
~~~~~

○委員長（永山伸一）では、休憩前に引き続き会議を開きます。

△障害・社会福祉課の審査

○委員長（永山伸一）次は、障害・社会福祉課の審査に入ります。

△所管事務調査

○委員長（永山伸一）付託された議案はありませんので、所管事務調査を行います。

当局に補足説明を求めます。

○障害・社会福祉課長（有西利朗）所管事務2件について説明をさせていただきます。市民福祉委員会資料の8ページをお開きください。

本年4月に発生した熊本地震では、多くの方々が被災され、本市からも災害発生当初から人的支援や物資、義援金等の支援を行い、避難されて来た方々への支援も各課が行っているところでございます。

本課でも、被災地から本市へ避難された方の避難生活の間の生活の安定や子育ての支援等を行う目的で、東日本大震災の避難者と同様に支援を実施しているものでございます。事業の内容と現在の状況について、資料で説明をさせていただきます。

対象者は、熊本地震発生時に避難元の市区町村に住所を有し、本市へ避難した方で避難期間が1カ月以上に及んでいる方でございます。

支援内容につきましては、資料中ほどの表のとおりでございますが、移動支援金として大人に2万円、小学生以下は1万円、生活支援金としまして、避難先が実家・親族宅以外の場合、10万円に一人増すごとに5万円を加算し、30万円を上限としております。実家・親族宅の場合はその半額としております。

子ども支援金につきましては、18歳に達する日以後、最初の3月31日までの間にあるもの一人に対して10万円としております。

手続には、印鑑、避難元が確認できる免許証または保険証、り災証明書等を持っていただき、被災の状況や家族の状況等を窓口で聞き取りをさ

せていただき、受付を行っているところでございます。

広報、周知につきましては、新聞記事、市のホームページ、それから民生委員の訪問活動を通して周知をしているところでございます。

市の広報紙では、また7月の10日号で再度お知らせする予定としております。

交付実績としましては、6月20日現在で15世帯35人分が申請されて、移動支援金56万円、生活支援金147万5,000円、子ども支援金150万円、合計353万5,000円となっているところでございます。

続きまして、9ページのほうをお開きください。

臨時福祉給付金につきましては、3月の委員会資料で今年度給付予定の三つの臨時福祉給付金について説明をさせていただいたところですが、そのうちの年金生活者等支援臨時福祉給付金（高齢者向け）分につきまして申請・受付・支給を始めておりますので、その状況を資料で説明させていただきます。

支給対象者は、基準日、平成27年1月1日現在において、住民基本台帳に記録されており、平成28年度中に65歳以上となる方で、市民税が非課税の方が対象となっております。

市民税が課税されている方の扶養親族となっている場合や、生活保護の被保護者となっている場合は支給の対象外となります。

支給額は一人3万円で、支給対象者予定者のほうは1万5,299人でございます。

申請期限は9月の9日までとしております。

第1回目の支給は、5月9日から5月20日までの間に申請をされた1万912名の方々に6月3日に支払ったところでございます。

第2回目の支払いにつきましては、6月28日、5月23日から6月17日までに申請をされた2,597名に支払いまして、累計は1万3,509人、支給率は88.3%となっているところでございます。

未申請の方1,790名ほどになりますが、今週、「申請はお済ですか」ということでチラシを作成して送付をしたところでございます。また、宛先不明で返ってきた申請書200枚程度ございましたが、転居先、病院の入院、施設入所等の確認ができた方の分からまた再送しているところでござ

いまして、対象者の全員の方が受給できるように努力をしているところでございます。

参考として、下のほうですが、残りの二つの臨時福祉給付金、簡素な給付措置分と障害・遺族基礎年金受給者向けの給付金の支給予定者には、7月の下旬をめどに申請書を送付いたしまして、8月上旬から受付をする予定としております。

以上で、説明を終わります。よろしく御審査賜りますようお願いいたします。

○委員長（永山伸一） 説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。御質疑願います。

○委員（福田俊一郎） 熊本地震に伴う避難者へのこの生活支援金事業をちょっと財政課のほうにお尋ねしたいんですけど。うちの所管のこういう地震による被災者に対しての支援事業、総務部であれば例えば人材派遣とか、消防局であればやはりそういう形で派遣をしていますけど。市が支出を、出しているわけですが、一律ほかの自治体についても差があるのか、大体同じような感じですか。それぞれ自治体に任せてあるのか。当然もう被災された方々で薩摩川内市に来られる方というのは、またほかの自治体とすると違うんで、その負担も当然額が変わってくるわけですが。そういうのは次年度の、例えば地方交付税等に加算されたり、補正されたりされるものなんでしょうか。その辺ちょっと仕組みも、もしわかっておたらでいいですので、説明いただきたいと思います。

○委員長（永山伸一） 財政課のほうでお願いします。

○財政課長（今井功司） 財政課でございます。まず、この報告にありますとおり、この避難者への生活支給の基準額というものは特にございません。市のオリジナルの考え方で、移動経費につきましても距離が違ったりすることもございますので、オリジナリティがあって、統一的基準はございません。ただ、災害救助法等のものになれば、国の支援のものについては、基準額がございますが、本件につきましては市の独自の考えでの支援でございますので、特段、基準はございません。さらに、ほかの支援につきましても、県が取りまとめて要請——人材職員派遣等につきましては、県が取りまとめて、今回で言えば九州管内の県の知事会が調整して各県に依頼をし、各市町村に来

て、本市がそれを受けまして派遣した分でございます。

それらの経費に対します財源措置といたしますと恐らく特別交付税で要望なり財源確保については特別交付税を目標に、ちょっと財源確保をある程度はしたいと考えているところでございます。

以上です。

○委員長（永山伸一） よろしいですか。ほかにございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（永山伸一） 質疑は尽きたと認めます。

次に、委員外議員から質疑はございませんか。

○議員（谷津由尚） ありがとうございます。

1点、この年金生活者等支給臨時福祉給付金についてです。

冠名といいますか、メインタイトルがこの3種類がほとんど似通ってまして、実は、私の近所の方からも、先日も「わけがわからん」という相談を受けまして、説明はしたんですけども。そういうのもあって現時点で一番最初の高齢者向けのやつについて残り1割の方が受け取っておられないというのもあると思うんですけど。残り2種類について今から郵送とか、そういうのが始まるということなんですが。ぜひちょっとわかりやすいように何か工夫をされて、その辺の表現をされたほうが、よりいいのかなと思うんですけど、何かその辺の手だてというのはありますか。

○障害・社会福祉課長（有西利朗） わかりにくいことがないようにということで、申請書の宣誓書を入れて送る封筒の色を変えたり、中に入っている申請書の色を変えたりとかして、間違わないように工夫はしているところでございます。

以上です。

○委員長（永山伸一） 補足がありますか。

○障害・社会福祉課長（有西利朗） タイトルにつきましては国のほうで指定されてきておりますので、変えられませんが、補足した文言が加えられれば、そういった形で何か工夫はしたいと思います。

○委員長（永山伸一） そうですね、そういうタイトルに対する配慮をお願いします。

よろしいですか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（永山伸一） 質疑は尽きたと認めます。

以上で、障害・社会福祉課の審査を終わります。
御苦労さまでした。

△高齢・介護福祉課の審査

○委員長（永山伸一）次は、高齢・介護福祉課の審査に入ります。

△議案第101号—議案第102号

○委員長（永山伸一）まず、議案第101号及び議案第102号の議案2件を一括議題とします。

本議案2件につきましては、関連がありますので一括して説明を求め、質疑を行った後、1件ずつ討論、採決を行います。

では、当局の説明をお願いします。

○高齢・介護福祉課長（橋口浩文）おはようございます。それでは、議案第101号と議案第102号について一括して御説明をいたします。

議案第101号の条例は「要介護者」が、議案第102号は介護予防とありますように「要支援者」が受けることのできるサービスの基準を定めるものでございます。

まず、議案第101号薩摩川内市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について御説明をいたします。

議案つづりその2の101-1ページでございます。

提案理由につきましては、本会議で部長が説明しておりますので、省略をさせていただきます。

内容につきましては、議会資料で説明をいたしますので、議会資料の1ページでございます。

2の条例改正の概要をごらんいただきたいと思っております。

指定小規模多機能型居宅介護事業所に従事している看護師または准看護師が兼務することができる施設として、指定地域密着型通所介護事業所を加えるものでございます。

続きまして、議案第102号薩摩川内市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について説明をさせていただきます。

議案つづりその2の102-1ページござい

ます。

提案理由につきましては、省略させていただきます。

内容につきましては、議会資料の2ページのほうをお開きいただきたいと思っております。

2の条例改正の概要をごらんください。

指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所に従事している看護師または准看護師が兼務できる施設として、指定地域密着型通所介護事業所を加えるものでございます。

以上で説明を終わります。よろしく願いいたします。

○委員長（永山伸一）説明がありましたので、これより質疑に入ります。御質疑願います。

○委員（橋口博文）指定地域密着型通所介護事業所を加えるとありますが。この事業所はふえるわけですか、箇所が。何カ所ぐらいになる。

○高齢・介護福祉課長（橋口浩文）12カ所でございます。

○委員長（永山伸一）よろしいですか。ほかにございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（永山伸一）質疑は尽きたと認めます。次に、委員外議員から質疑はありませか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（永山伸一）質疑はないと認めます。これより討論、採決を行います。

まず、議案第101号薩摩川内市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について、討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（永山伸一）討論はないと認めます。

これより採決を行います。

本案を原案のとおり可決すべきものと認めることに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（永山伸一）御異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議案第102号薩摩川内市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準

を定める条例の一部を改正する条例の制定について、討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（永山伸一） 討論はないと認めます。

これより採決を行います。

本案を原案のとおり可決すべきものと認めることに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（永山伸一） 御異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

△議案第106号 平成28年度薩摩川内市一般会計補正予算

○委員長（永山伸一） 次に、議案第106号平成28年度薩摩川内市一般会計補正予算を議題といたします。

補足説明を求めます。

○高齢・介護福祉課長（橋口浩文） 議案第106号平成28年度薩摩川内市一般会計補正予算の高齢・介護福祉課分について御説明をいたします。

提案理由につきましては、省略をさせていただきます。

歳出から説明をさせていただきますので、予算に関する説明書の19ページをお開きいただきたいと思います。

3款2項5目特別養護老人ホーム費の増額補正につきましては、特別養護老人ホーム甌島敬老園の入所者及びデイサービス利用者用の特殊入浴装置整備にかかります経費でございます。

続きまして、歳入について説明させていただきます。12ページをお開きください。

16款2項2目民生費補助金につきましては、特殊入浴装置整備にかかります県の補助金でございます。補助率は10分の7でございます。

以上で説明を終わります。よろしく願いいたします。

○委員長（永山伸一） 説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。御質疑願います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（永山伸一） 質疑はないと認めます。

次に、委員外議員から質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（永山伸一） 質疑はないと認めます。

ここで本案の審査を一時中止します。

△所管事務調査

○委員長（永山伸一） 次に、所管事務調査を行います。

当局に説明を求めます。

○高齢・介護福祉課長（橋口浩文） それでは、高齢・介護福祉課の所管事務について説明をいたします。

市民福祉委員会資料の10ページをお開きください。

本市の認知症施策の現状と課題でございます。これにつきましては、昨年の本委員会におきましても説明をさせていただきましたので、詳細につきましては省略させていただきます。

また、本日の報道等でも、新聞等でも出ましたけれども、全国平均で高齢者の数が4人に一人という形になってまいりましたけれども、上の図をごらんいただきたいと思います。本市の高齢者人口は約2万9,000人、高齢化率29.7%でございます。そのうち、介護認定を受けている認知症高齢者は、約4,000人です。高齢者の13.9%にあたります。

下の表の現状のとおり、国の10年後の予測が12.8%でございますので、これをも上回っている状況でございます。また、将来推計の人口によりますと、65歳以上のピークは2025年、平成37年ですけれども、75歳以上のピークは2035年、平成47年となっております。今後、人口が減少する中、高齢者は増えてまいりますので、自立した高齢者が増加し、地域で健やかに生活できるようにすることが大切になってくると考えております。そのためには、認知症の早期診断、早期対応や介護予防事業などが重要になってくると考えているところでございます。

そこで本市では、次のような事業を現在実施しているところでございます。

11ページをごらんください。

まず、認知症初期集中支援事業であります。

本事業につきましても、昨年6月の委員会におきまして説明させていただいておりますので、概略と現在の状況を若干説明をさせていただきますと思います。

この事業は、平成30年度からは全自治体で取り組むこととなっておりますけれども、本市におきましては平成26年8月から実施をしているところでございます。

(3)をごらんください。全国的には、この事業は御家族などからの相談を受けて活動をしているんですけれども、本市の特徴といたしましては、この御家族からの相談に加えまして、70歳以上で介護認定又は介護サービスを受けていない人を対象に、本課の嘱託員や在宅介護支援センターの職員などが御自宅を訪問いたしまして、困りごとの相談や聞き取りによります認知症の状況などの把握を行っているところでございます。

12ページをお開きください。

(4)これまでの活用実績でございます。本年4月末の対象者、70歳以上の方の対象者につきましては、約1万6,000人で、これまで訪問を実施して実態把握を行った方が約6,177名、38.4%でございます。

この方々につきまして、認知症アセスメントシート—DASKといいますけれども—を用いて調査を行ったところ、認知症の疑いのある方が241名、実施者の中の3.9%いらっしゃいました。

その下の、イの小チーム員会議や、ウのアセスメントの結果、30名の方が初期集中の対象となりまして、10名の方がまだ現在も継続の支援中でございます。20名の方が終了をされましたけれども、この20名の方々は、専門医への受診が行われたり、家族の支援がされたりということで、医療・介護の支援につながった方々でございます。

なお、初期集中支援チームでの支援が終了した後も、地域包括支援センターや在宅介護支援センターの職員等が定期的に訪問を行っているところでございます。

(5)の終了ケースにおける介入効果でございますけれども、「家族のケアが適切に変化をした」とか「病院、薬局と連絡がとりやすくなった」などの御意見をいただいているところでございます。

次に、認知症予防教室でございます。認知症が疑われる方などを対象に、昨年9月から運動を中心とした認知症予防教室を実施しております。

13ページをごらんください。

教室の内容は、筑波大学が実施をしております認知力アップデイケアを参考に、運動や認知機能トレーニング、調理実習、制作活動などを行っております。

(4)平成27年度の実績及び評価でございます。平成27年度は毎週木曜日の午前中に保健センターにおきまして、実施をしております。参加人数、実施回数については表のとおりで、3カ所の内訳は男性が3名、女性が26名、全体の平均年齢といたしましては、73.3歳でございます。また、認知機能テストと体力テストを教室開始当初と半年後に実施いたしました。

そこに結果がございますけれども、ごらんのとおりそれぞれある程度の改善が図られておりまして、効果があったのではないかなと思っております。ところでございます。

今後の教室でございますけれども、平成27年度から実施しておりますこの教室につきましては、さらにデータ収集等を行うためにも、同じ対象やこれまでどおり半日コースで実施をしております。また、今年度からは市内の病院から紹介をいただいた方などを中心に、新たに1日コースを毎週水曜日に実施しております。参加者につきましては、現在21名で、現在もまだ募集中でございます。

下の写真については、教室の様子でございます。

14ページをお開きください。

認知症カフェについてであります。認知症の人やその家族の方などが気軽に集い、情報交換ができる場所として、昨年12月から認知症カフェを実施しております。昨年度は2カ所で行ったけれども、現在6カ所の事業所に実施をお願いをしているところでございます。

実施場所と状況等については下の表のとおりでございますので、ごらんいただきたいと思っております。

次に、15ページのほうをごらんいただきたいと思っておりますけれども、介護予防元気度アップ事業についてでございます。

これにつきましては、一般質問でも出ましたけれども、高齢者の方々に外に出させていただいて、元気になっていただきたいということで、平成26年度から実施しているところでございます。

内容につきましては、これまでも説明させていただいておりますので省略をさせていただきます。

けれども、身近な所で参加ができますようにという
ことで、自治会主催の行事や、65歳以上の方
が半数以上いらっしゃる5人以上の団体の活動に
つきましてもポイントの対象としたところでござ
います。

現在の実績につきましては、(6)に記載のと
おりであります。

平成28年度、今年度の発行枚数ですが、昨年
度の同時期と比較しますと、940枚ほどふえて
いる状況でございます。

16ページをお開きいただきたいと思ひます。

高齢者介護予防コーディネーター事業についてで
ございます。下の図をごらんいただきたいと思ひ
ます。

団塊の世代が全て75歳以上となります平成
37年をめどに、介護が必要な状態になっても、
住み慣れた地域で暮らし続けることができるよう
に、住まい・医療・介護・介護予防・生活支援の
五つのサービスが一体的に提供できるよう地域包
括ケアシステムを構築する必要があります。

このコーディネーター事業のモデル事業といたし
まして実施するに当たっては、地区コミュニティ
協議会には、この図の一番下にございます生活支
援・介護予防の部分を担当していただきたいとい
うことで、それぞれの地域の実情に応じた支援体制
を構築していただきたいということで考えている
ところでございます。

昨年12月から5地区で、本年4月からは
12地区のコミュニティ協議会で、このモデル事
業を実施をしていただいております。

昨年度の事業実績でございますけれども、各地
域におきまして、ネットワーク協議会の設立や、
ボランティアグループの結成または虚弱な高齢者
の把握や支援者の募集など、それぞれの地域に応
じた支援体制が現在できてきているところでござ
います。

以上で、高齢・介護福祉課の所管事務について
の説明を終わります。よろしくお願ひいたします。

○委員長(永山伸一) ただいま説明がありまし
たけれども、これより質疑に入ります。御質疑願
ひます。

○委員(福田俊一郎) 12ページの図がありま
すけれども、その図の下の方に認知症疾患医療
センターというのがあるんですが、具体的にはこ

こはこの病院、クリニックをさしているのでは
しょうか。

○高齢・介護福祉課長(橋口浩文) 疾患セン
ターにつきましては、宮之城病院になっておりま
す。

○委員長(永山伸一) ほかにございせんか。

○委員(中島由美子) 14ページの認知症カフ
ェで、参加料が無料から500円まであるんです
けど、これがどのように使われているのか。また、
認知症の方もしくはその家族ということなんで、
お金を持ってこれ、そのことに対してのトラブル
とか、その辺ないのか。もうちょっと中身を、ど
んな中身をされているのか、つかんでおられたら。

○高齢・介護福祉課長(橋口浩文) 認知症カフ
ェにつきましては、今ありましたようにこの6カ
所のほうでしていただいているんですけれども、
音楽を用いた集いであったり、アロマを用いたも
のであったりとかいうことをされているようで
ございます。この500円とか参加料につきまして
は、お茶菓子代とか、コーヒーとかそういうもの
を出していただいているようでございます。一番
上のところは喫茶店のところですし、あとはこれ
までの介護事業所であったり、いちばん下のは個
人の御自宅のほうであるようでございますので、
金銭トラブル等については現在のところは聞いて
いないところでございます。

皆さん、こういう集える場所ができて意見交換
が、情報交換ができてよかったということで一応
話はいただいているようなところでございます。

以上です。

○委員長(永山伸一) ほかにございせんか。

○委員(森永靖子) 15ページの元気度アップ
事業のことですが、応援に来られたりするとき
に、楽しみに来られて印鑑を、スタンプを押して
くださいって、ついこの間あったんですが。た
またま責任者の方がスタンプを忘れてこられて
、カードだけたくさん持ってこられて大騒動だ
ったんですが。カードだけはたくさん、「応援に
せっかく来たのに」と言って持っておられて。
スタンプを責任者の方がないというときは、
その場はもうだめになるんですかね。

○高齢・介護福祉課長(橋口浩文) さかのぼ
つての押印はちょっとできないということでお話
はしているんですけども。そこ辺はちょっとあ
けて

なり、そこ辺はもう団体の中で調整していただければなと思っるところでございます。

○委員（森永靖子） ですよ。もう本当にスタンプをもらいたいという方は必死で、自分の健康のためにということもあるでしょうけど、言葉の言い方で、「たった一つ、100円じゃがね」って言ってしまえばもう、それが大変なことになったりして。そこをあけていけばその次にもらえないんだとか、もう本当に場所をかえてというぐらゐの大騒動になったんですが。地区コミだったんですけど、地区コミにどこかにある鍵を持ってこられて、休みの方があって事なきを得たんですけど。それができなかった場合に、そこに居合わせたその代表の誰かのところに印鑑を押しておいてということでもできないかという話までしたんですけど。もう、「それもやっせんち言いやった」って。「それをしてしまえば、もう川内市じゅう大変なことになるんだ」とか、「それをやれば、前に行ったときにもらい損ねた。あいもじゃいがね、こいもじゃいがね」と言うて、騒動ごとだったんですよ。

ですから、今、課長がおっしゃるようにその場の、そのあれにあわせて誰か責任の方が責任を持ってということであれば、そんな大事に至らずに済むんでしょうけども、印鑑を持っておられる方が、そこまで自分でちゃんとわかっておられればいいんですけど、今、高齢者の方々がこれが唯一楽しみで、本当にどこにでも応援に行ってくださいたり、すごくそのことをあれに、自分の何にしておられる方々もあるので、そのために「もう半分まで来た」、「あと幾つだ」ということのように。そこをしっかりと印鑑を持っておられる人たちに説明があるのかなと思っるところでした。

○委員長（永山伸一） 御意見ですね。

ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（永山伸一） 質疑は尽きたと認めます。

次に、委員外議員から質疑はありませんか。

○議員（谷津由尚） ありがとうございます。

1点。このスタンプについて、平成27年度のカード発行枚数が9,226枚、平成28年度が6月9日現在で8,400枚という、これはポイント対象事業として飛躍的な効果がここにあるという認識でよろしいのでしょうか。これ一つ目の質

問にします。

○高齢・介護福祉課長（橋口浩文） 先ほども申しましたけれども、平成28年度現在で、平成27年度同時期と比べますと940枚ほどふえている状況でございます。3年目に入りましてこの事業が浸透してきているんじゃないかなということで考えているところでございます。先ほども森永委員からもございましたけれども、ポイントを貯める楽しみができたとか、いろんな催し物をされる場所の代表者の方からは、これで参加者がふえたという御意見等をいただいているところでございます。

以上でございます。

○議員（谷津由尚） ありがとうございます。最後にしますけど、フルポイントで5,000円相当ということに、金券になるわけですけども、世の中の動向を考えたときに、消費税とかも今後も上がる推移を示すでしょうし、また今からちょっと円高とか進んでいきますと、いろんなものが値上がりする傾向になるんじゃないかと思っるときに、ちょっとこの金額、5,000円相当というのが妥当なのかなと思っまして、ちょっとお考えはどうなのか。私自身の思いとしてはやっぱり安いんじゃないかと思っます。これから先、ちょっとその辺見直すという計画があられないのか、お伺いします。

○市民福祉部長（春田修一） 目標は1万人の方と。それは、おでかけ支援券が約1万1,000ぐらい出ていましたので、それと同じぐらいには持っていきたいなというふうに考えております。

議員おっしゃいますように、もう50、全部スタンプが済んだと。もう一つもらえないかという御意見もあるところでございます。ただ1万人にしたときに、フルでしたときに5,000万円の財源を捻出する話になってまいります。そういうことを考えたときに、できるのかどうかというのは、現時点では考えていないところでございます。ただ、本会議の中でも若干申しましたが、平成26年度から平成27年度までの間に介護認定者数が減っております。認定率も21.1ということで、県の平均、今まで1.5ポイントぐらい県との差があったんですが、それがもう縮まってきています。それと、一番、介護給付費なんですけど、介護給付費もことし初めてマ

イナスになったと。対前年度比で。そういうことがございますので、こういう元気な高齢者の方が外に出ているんな形で活動されることによって、コミュニケーションがとれたり、きずなができたりというようなこと等も考えられますので、そこで浮いた財源が出てくれば今後また、効果の検証をしながら検討をしていくことは必要かなというふうには考えているところでございます。

○議員（小田原勇次郎）1点だけ。16ページの高齢者介護予防コーディネート事業についてちょっと教えていただきたいんですが、地域包括ケアにおける生活支援という部分について、この事業に取り組む意図はよく理解をしているつもりです。地域の中におけるこのコーディネート事業についての事業説明であるとか、そういうのを聞いたときに、一番懸念されたのが地区コミで今、これは地区コミに委託料を払って地区コミの中で事業を立ち上げるんですが、この中にはやはり地域の中で一番介護の生活支援でキーを握るのは、私は自治会だと思っておるんです。自治会におけるネットワーク、これを抜きにしてはコミ協のコーディネート事業は成り立たないというのが、私の持論ですから。そうしたときに自治会長さん方、そして地域を担う民生委員さん、そして健やか支援アドバイザーさん、こういう方々の連携というのを、きめ細やかに対応していかないと、ただ委託料を払って——そうは思っていないですよ——委託料を払って地区コミに事業をとという形でしてもなかなか動いていかないだろうなという懸念は非常に持っているところなんです。そこらあたりを今後、きめ細やかに進める上で何かお考えがありましたらちょっとお聞かせを願いたいんですが。

○高齢・介護福祉課長（橋口浩文）私どもも、自治会長さんであったり、民生委員さんであったり、健やか支援アドバイザーさんであったりという方々との連携は、大変重要だと思っております。それですので、地区コミの中で大小あると思えますけれども、それぞれの地域に応じたそういうコーディネート、ネットワークをつくっていただきたいということをお話をさせていただいております。だから、一番重要だと思いますので、そこ辺は今後も社会福祉協議会とも一緒になりながら、こういうのを進めていきたいなということ考え

ているところでございます。

○議員（小田原勇次郎）最後です。あとはコーディネーターが各地域に、その委託料の中で見てあります。望むらくは社協さん並みの力を備えるコーディネーターを、人材育成がやっぱり鍵だと思います。このコーディネーターの事業というのは、国も示しているように要するに地域のマンパワー、人材育成が大事だというのが非常に主眼ですから、そこらあたりを今後、育成される力点をもう少し突っ込んでお聞かせ願いたいんですが、その意気込みをお聞かせ願いたいんですが。

○高齢・介護福祉課長（橋口浩文）コーディネーターにつきましては、それぞれのコミ協によりまして採用されたり、今までのコミ主事さんになっていただいたりとかされているようでございます。先日この方々には、県でありました研修会にも参加をしていただいております。そうやって、それでまた周りとの情報交換もしていただきながらスキルを高めていただければなと思っております。

情報提供はこちらからも積極的にしていきたいと考えているところでございます。

以上です。

○委員長（永山伸一）質疑は尽きたと認めます。以上で、高齢・介護福祉課の審査を終わります。御苦労さまでした。

保護課の方々に非常に申しわけなんです。ちょっと長引きましたので、昼食をとということでお願いいたします。

ここで休憩いたします。再開は、おおむね13時といたします。

~~~~~

午後0時1分休憩

~~~~~

午後1時2分開議

~~~~~

○委員長（永山伸一）それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

△保護課の審査

○委員長（永山伸一）次は、保護課の審査に入ります。

△所管事務調査

○委員長（永山伸一）付託された議案はありませんので、所管事務調査を行います。補足説明を求めます。

○保護課長（小原雅彦）保護課では大きく3件の報告をさせていただきます。

委員会資料は17ページでございます。

1件目、生活保護の状況であります。（1）は3月時点での被保護人員、保護率の国、県、市と過去6年間の推移であります。昨年3月と比較して全国、県はほぼ横ばいですが、本市は被保護人員、保護率ともふえております。保護率では県内13番目であります。

次に、（2）は相談件数、保護申請件数の年度別推移であります。平成27年度の保護相談件数は258件で、昨年と変わりありませんが、保護申請件数、保護開始件数はふえております。

次に、（3）は3月時点の世帯類型別の推移であります。表の右端合計欄、一番下で、世帯数の増加が見られること、それから世帯類型で高齢者、障害者それぞれありますが、高齢者世帯が世帯数、それから割合ともふえてきております。この傾向は国・県においても同様であります。

次に、18ページをごらんください。

2消費生活等総合相談状況についてであります。

（1）は相談件数の年度別の推移であります。平成27年度は754件と、平成26年度よりもふえております。これは、台風15号による倒木処理とかそういう相談があったものと、それから生活困窮者の自立支援制度、この開始によるものが主なものとなっております。

次に、（2）は主な相談内容ですが、運輸・通信に関するものが最も多く、次いで金融に関するものとなっております。運輸・通信の中ではアダルトサイト関連によるものが最も多く、金融では多重債務による相談、そういったものが多うございます。表中12番、その他のところも非常に多いんですが、これは消費生活以外の方で、例えば相続でありますとか、あるいは家庭関係、相隣関係、近所隣そういった関係の相談、そういったものが多いようであります。

次に、（3）は出前講座の開催状況です。消費者トラブルの未然防止にはこうした取り組みが大切と考えております。特に、一人暮らしの高齢者の消費トラブル、こういったものが全国的に問題

になっておりますので、自治会、老人会、そういったいろんなところで開催させていただくよう努めていきたいと考えます。

また、最近では中高生によるスマートフォンやインターネットのトラブル、あるいは新社会人になった方々がいろんな契約トラブルでそういうこと等もよく全国的にみられることから、中学生、高校生を対象とした講座なども要請があればどんどん積極的に出かけていきたいというふうに考えているところです。

次に、（3）生活困窮者自立支援相談支援制度の状況についてであります。昨年4月から始まったところでありますが、1年間で表の右下のとおり170件の相談を受けたところです。月平均すると約14件程度であります。表では相談項目別に示しておりますが、やはり一人の相談者が複数の生活課題を抱えておりましたので、相談の中身の中から最優先の課題を分類をしたところであります。内容的には収入、生活費に関するものが一番に多く、次いで仕事探し、就職に関するものであります。こうした生活困窮者の自立支援に当たりましては、生活支援相談グループを中心に行っておりますが、ハローワーク、医療機関、警察、そういった関係16団体からなる生活困窮者自立支援協議会を昨年立ち上げまして、そういった団体と連携し、横断的な支援体制の確立に努めているところであります。

現在、平成27年度の取り組みにつきまして総括、評価を行っているところであります。近々、協議会を開催し、その場でいろんな平成27年度の取り組みについて協議検討して、また今年度も充実・発展に向けて努めてまいりたいと考えます。

以上で説明を終わります。よろしく願いいたします。

○委員長（永山伸一）当局の説明が終わりました。これより質疑に入ります。御質疑願います。

○委員（福田俊一郎）生活保護の状況と、先ほど課長のほうから高齢化が進むにつれて、全国、県においても生活保護の受給者がふえてきているというお話でしたが、昨年の4月から生活困窮者自立支援制度がスタートしまして、これとの生活保護の状況との関係については、何らか市のほうで見解がありますでしょうか。

○保護課長（小原雅彦）生活保護の高齢者がふ

えてきている。これにつきましては、やはりそういう申請の理由、そういったものの中から見えてきますと、病気・けがで働けなくなったりとか、それから、年金をかけていないと。働けなくなったので収入がなくなるとか、たくわえで生活していたけど生活が苦しくなった。あるいは……

**○委員（福田俊一郎）** 私の質問の仕方が悪かった。生活困窮者自立支援制度がスタートして、要は自立できるような体制を組んで、できるだけ生活保護を受給されないようにということ、そういう新たな制度も始まったわけですが、新たな制度が始まるということで、今までなら生活保護を受けていたような、そういう働き世代の方々が、今回のこの新しい制度によって生活保護を受けずに、こちらの自立支援制度で働く方向への動きというか、そういった状況等が見られますかという意味でした。済みませんでした。

**○保護課長（小原雅彦）** まず、この制度、生活困窮者自立支援制度が始まりまして、170件の相談がございました。この中で、実際に支援を開始したのは79件でありました。というのは、もうほかのいろんな福祉制度を使ったりとか、そういうことで私どもが直接支援に入ったのが79件で、うち事態が改善して、自立が図られたと私どもが考えたのが約10件ありました。ただ、継続支援が69件ありまして、これらも、やはりずっと伴走型で一緒になって、いわば働き口を探すとか、いろんなカウンセリングをしながら就労意欲であったり、あるいはそういうやる気を起こしながら進めていくわけですが。しかしどうしても、生活保護を受けなきゃならないというふうに入ったのが26件の方がやはり生活保護に流れているところでありまして、件数的には10件ということで。少ないのか多いのかまた判断しづらい部分もあるんですが、継続中の69件、これらができるだけ生活保護に——制度の趣旨とは違うかもしれませんが——いかない努力といいますか、できるだけ自立できるように継続した取り組みをしていかなきゃならないと考えているところです。

**○委員（福田俊一郎）** 生活保護の方々に、この今回新しい制度がスタートしたことによって、生活保護からもう終了できたという方々もおられるのでしょうか。

**○保護課長（小原雅彦）** 生活保護の制度の中に

は、就労支援員——今度は保護法の中で就労支援員がおられます。就労支援員が嘱託員なんですけれども、この者を中心に、やはり生活保護世帯の中で働けるだろうと。いろんなアドバイスをしながら働けるだろうという方々を抽出して、そしてハローワークと協議しながら、独立、自立させていくんですけども、その方々は平成27年度は16人おりました。ただ、この方が自立しますので、そのままもう生活困窮のほうに流れる必要はありませんので、今のところそういう方はいらっしやらないということでございます。

**○委員長（永山伸一）** ほかにございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

**○委員長（永山伸一）** 質疑は尽きたと認めます。

次に、委員外議員から質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

**○委員長（永山伸一）** 質疑はないと認めます。

以上で、保護課の審査を終わります。御苦労さまでした。

---

△子育て支援課の審査

**○委員長（永山伸一）** 次は、子育て支援課の審査に入ります。

---

△議案第103号 薩摩川内市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

**○委員長（永山伸一）** まず、議案第103号薩摩川内市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

補足説明を求めます。

**○子育て支援課長（知識伸一）** お手元の議案つづりその2、103-1ページをお開きください。

議案第103号薩摩川内市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてを御説明いたします。

提案理由につきましては、本会議で部長が御説明したとおりでございます。

改正内容につきましては、「学校教育法等の一部を改正する法律の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備等に関する省令」が公布されたことに伴

う改正で、放課後児童クラブに勤務する職員が、放課後児童支援員の認定資格研修を受講することができる資格要件に追加を行うもので、第11条第3項第4号中「中学校」の次に、小学校から中学校までの義務教育を一貫して行う「義務教育学校」を加えるものでございます。

以上で、議案第103号薩摩川内市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についての説明を終わります。

よろしくお願いたします。

○委員長（永山伸一） 当局の説明がありましたので、これより質疑に入ります。御質疑願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（永山伸一） 質疑はないと認めます。

次に、委員外議員から質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（永山伸一） 質疑はないと認めます。

これより討論、採決を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（永山伸一） 討論はないと認めます。

これより採決を行います。

本案を原案のとおり可決すべきものと認めることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（永山伸一） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

△議案第106号 平成28年度薩摩川内市一般会計補正予算

○委員長（永山伸一） 次に、議案第106号平成28年度薩摩川内市一般会計補正予算を議題といたします。

補足説明を求めます。

○子育て支援課長（知識伸一） 議案第106号一般会計補正予算の子育て支援課分について、まず歳出から御説明申し上げます。

予算に関する説明書20ページをお開きください。

3款3項1目児童福祉総務費は、2億128万5,000円の増額補正で、内容は説明欄をごらんください。

事項、児童福祉管理運営費は委託料で、幼稚園就園奨励費等システム改修事業に伴うものでございます。

これは、子ども・子育て支援法等関係法令の改正により、保育料に係る国の多子世帯軽減制度で年齢制限が撤廃されたことによりまして、システム改修を行う必要が生じたためでございます。また、幼稚園就園奨励費を9月に交付するため、同様にシステム改修を行う必要がございます。

次の事項、児童福祉施設整備費は、保育所等整備交付金は待機児童解消のため、新設の小規模保育事業所と保育園を各1カ所整備するものでございます。小規模保育事業所は、青山福祉会、これは青山幼稚園でございますが、平佐町の旧営林署宿舍跡地を購入し、19人定員の小規模保育事業所と放課後児童クラブの機能をあわせ持つ施設整備を行うものでございます。

また、保育所新設につきましては、社会福祉法人蘭傘田福祉会が天辰町にございます天辰区画整理事業の保留地を購入されまして、60人定員の保育園を新設することに対し交付金を交付するものでございます。

ここで、保育施設の状況につきまして御説明いたしますので、市民福祉委員会資料の19ページをお開きください。

保育施設の定員の推移につきましては、1の表のとおりでございます。平成21年度に1,810名の定員でございましたが、平成28年度には2,436人と626人の定員増を図りましたが、利用児童数も年々ふえまして、平成28年度には平成21年度と比べまして527人増の2,553人と増加しているところでございます。

また、定員に対する利用児童数の割合も平成27年4月1日現在で105.7%、ことし3月1日現在では113.1%となっているところでございます。

また、2番目の待機児童の推移をごらんいただくと、厚生労働省基準、これにつきましてはおおむね30分以内にいける保育園に空きがある場合、待機児童に含めないという基準でございますが、平成24年を除き、毎年待機児童が発生している状況でございます。

本年4月1日現在の待機児童数は、厚生労働省基準で6人、申込総数に対しまして68名の待機

児童が発生している状況でございます。

なお、年度末になりますと待機児童は月ごとに増加しておりまして、ことし3月時点では212人の待機児童が発生しております。

この待機児童解消のため、平成27年度からの繰越明許分と今回補正でお願いいたします保育所等の新設で、順調に行きますと、来年4月には125人の定員増が見込める予定でございます。

なお、児童の数は資料下の段のとおり毎年減少しておりますが、女性の社会進出等で保育所の需要はますます増加しておりまして、ここ数年は現状を維持する見込みでございまして、今後年度末での待機児童ゼロを目指す必要があると考えております。

予算書に戻っていただきまして、21ページをお開きください。

次は、4款1項1目保健衛生総務費で子育て支援課分は、271万1,000円で、内容は備考欄をごらんください。

事項、子ども医療費助成費で、印刷製本費と委託料を増額するものでございます。

本年9月診療分から子ども医療費助成事業に係る対象者拡大、高校生までの医療費無料化に伴いまして、システム改修を行い、受給者証を利用しやすいカード形式に変更するものでございます。

従来の受給者証は、財布等にそのまま収納できませんで、折り曲げて使用しておられましたけど、今回のカード方式に変更することによりまして、市民の利便性が向上するものと考えております。

ここで、子ども医療費助成につきまして御説明申し上げますので、市民福祉委員会資料、今度は20ページをお開きください。

本年9月診療分から、子ども医療費助成の対象を高校修了年齢まで拡充いたします。

現在、システム改修を含め、各種準備を進めておりまして、川内市医師会・薩摩郡医師会等の各会長に対しまして、子ども医療費拡充の周知を行っているところでございます。今週の火曜日に、こちらの市民福祉委員会資料のとおりのお知らせを、市内及びさつま町の医師、歯科医師、調剤薬局宛てにポスターを含めまして発送しているところでございます。

また、広報薩摩川内6月号と市のホームページにおきまして広報を行っております。なお、今回

拡充する対象者宛てに申請書を郵送しておりまして、今月は児童手当の現況届というのを行っておりますが、それにあわせて申請をお願いしているところでございます。

6月10日から実施しておりますが、これにあわせて受付を行っております。現在1,680件の申請を受け付けました。申請率は65.3%となっております。

なお、対象者は16歳から18歳で約2,600人、1月当たりの申請件数は3,000件を見込んでおります。

以上、子ども医療費に関する御説明でした。

引き続き歳入について御説明いたしますので予算に関する説明書の11ページをお開きください。

子育て支援課分は、15款2項2目民生費補助金、3節児童福祉費補助金1億7,705万9,000円の増額補正で備考欄、保育所等整備交付金は小規模事業所及び保育所の新設に伴うもの、子どものための教育・保育事業費補助金は多子世帯保育料軽減に伴うシステム改修に対するもの、幼稚園就園奨励事業管理システム開発費補助金は同じく多子世帯保育料軽減に伴うシステム改修に対するものでございます。

以上で、議案第106号一般会計補正予算中、子育て支援課分についての説明を終わります。よろしくお願いたします。

**○委員長（永山伸一）** ただいま説明がありましたが、これより質疑に入ります。御質疑願います。

**○委員（上野一誠）** 今、説明もらいましたけども、保育施設の、小規模と保育施設——天辰に、祁答院のお寺さんだと思うんですが、あるんですが。こうしたときに残りは——当初でも若干聞いたと思うんですが、残り、大体申請をされていらっしゃる施設の——申請していらっしゃる人たちはどのくらいあるんですか。

**○子育て支援課長（知識伸一）** 昨年度に希望調査をとったんですが、そのときに保育所整備を希望されているところが、残り3カ所程度、それから小規模が3カ所ぐらいございました。

以上でございます。

**○委員（上野一誠）** 意見、要望になるかもしれませんが、今は待機児童の関係も含めて、できるだけそういう要望が、希望がかなうように一つまた努力をお願いしたいというふうに思います。

○委員長（永山伸一）要望であります。ほかに  
ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（永山伸一）質疑は尽きたと認めます。  
次に、委員外議員から質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（永山伸一）質疑はないと認めます。

以上で、議案第106号平成28年度薩摩川内市一般会計補正予算のうち、本委員会付託分について質疑は全て終了いたしましたので、これより討論、採決を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（永山伸一）討論はないと認めます。

これより採決を行います。

本案を原案のとおり可決すべきものと認めることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（永山伸一）異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

#### △所管事務調査

○委員長（永山伸一）次に所管事務調査を行います。説明があればお願いします。

○子育て支援課長（知識伸一）特にございません。

○委員長（永山伸一）これより質疑に入ります。

○委員（森永靖子）今後、考えてほしいなってしまうことなんです。今、子ども食堂のことがいろいろでていますけど。例えば、児童クラブ、学童保育で延長保育を7時までしたときに、7時にお迎えに来られるお父さん、お母さん方が子どもを7時に受け取った後、買い物をされて帰って食事をつくって、子どもたちが食事をするという時間はもう恐らく8時過ぎて。子どもたちもそれからってなると、児童クラブの中で宿題してきたかどうかで相当指導員のほうも責められるんですが。宿題していない子は、それから眠くなるのを抑えながらってなるので。考え方として、例えば延長保育で残っている子どもたちに、そこの学童で最低、子どもたちに食事を二、三人であつても、何か夕食をちょこっと子どもたちに食べさせるというそういう方法をとるとい希望が出てくるんじ

やないかなと思うんですが、そういうことを今後考えてほしいなという要望です。お考えがありますか、何か。部長にお願いしたいと思います。

○市民福祉部長（春田修一）新聞の中でも、本県の中でも1カ所ですかね、子ども食堂を開設したという記事を見たところでございます。今、委員から要望が出た分については、現時点でまだ声として施設側のほうからも上がってきておりませんので、今後要望があったということで可能性があるのかどうなのか、そのあたりも含めて検討したいと思っております。

ただ、子ども食堂との、貧困世帯との絡みもあるようでございますので、子育てだけではなく、保護課のほうの部分も絡んできそうな気がしますので、ちょっと部内の中で教育委員会も入ってくるかもしれません、もうちょっと研究させていただければと思っております。

以上でございます。

○委員（森永靖子）けきの南日本新聞ひろば欄のところに、薩摩川内市のお住まいの方だったんですが、男性の方が、このことは一つのあれではなくて、市全体、行政が考えるべきことではないのかなというのが、ちょこっと出ておりましたし。うちの可愛児童クラブの場合は、おやつにおにぎりをよくつくるんですが、子どもたちも喜んで。おにぎりを、おやつのときに、小さな1個するのを、「2個ちょうだい」って。「夜に」って言う子がおったりして、指導員もびっくりしているんですけど。「何とかできるものならな」という、指導員の中に食生活改善推進員が二人も、三人もいるものですから。何とかこの子たちに。「これから帰って、お母さんがひっぱいたくって、がいたくって、買い物をして食べさせてというのも、かわいそうだよな」って。その家庭の中は、よくわかりませんが。せめて御飯と汁と、何かちょこっとしたのをここで食べさせてやれば、もう子どもは帰って——という、そういう考えが少しずつ出てきたものですから。そういうことが今後できたらというお願い、要望です。

以上です。済みません。

○委員長（永山伸一）ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（永山伸一）質疑は尽きたと認めます。  
次に、委員外議員から質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（永山伸一） 質疑はないと認めます。

以上で、子育て支援課の審査を終わります。

大変皆さん、大変御苦労さまでした。お疲れさまでした。

[当局退席]

○委員長（永山伸一） ここで、協議会に切りかえます。

~~~~~

午後1時32分休憩

~~~~~

午後1時44分開議

~~~~~

○委員長（永山伸一） それでは、本会議に戻します。

△若者も高齢者も安心できる年金制度の実現を求める意見書の提出について

○委員長（永山伸一） 次に、先ほど陳情第9号を採択すべきものと決定しましたので、ここでお諮りします。

若者も高齢者も安心できる年金制度の実現を求める意見書の提出についてを日程に追加し、これを議題にしたいと思いますが、御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（永山伸一） 異議なしと認めます。よって、この件を日程に追加してこれを議題にします。

まず、書記に意見書案を配付させます。

[意見書案配付]

○委員長（永山伸一） 意見書案は陳情書の内容と同様のものでありますので、朗読は省略いたします。ごらんいただきたいと思います。

（巻末に意見書案を添付）

それでは、この意見書案について御意見はありませんか。

○委員（中島由美子） 若者も高齢者もということなんですけれども、若者のことを考えたときに、今回、マクロ経済スライドというものを導入されておりますので、これが廃止になることによって、若い人たちが年金がもらえなくなるというか、大変厳しい状況にある。また、先ほども若い人たちがなかなか年金が掛けられていない状況というの

もたくさんありますので、ますます厳しくなる状況でありますので、この2項目の「廃止するというのを求める」というのはどうなのかなというのが1点。それから、全額国庫負担ってなると、この最低保障年金制度というのなかなか難しいものがあるって、今できない状況にあるではないかということで、この辺を国に求めていくのもいかなものかと思うので、もうちょっと話し合う必要があると思います。

○委員長（永山伸一） ほかにございませんか。

○委員（上野一誠） 副委員長が言われたとおり、さきにこの陳情の採択をいたしましたので。意見書の内容については、やはりここに4点ほど書いてあるので、2番と3番の部分ですね、年金の調整を、マクロ経済スライドを廃止すること、それから全額国庫負担の最低保証年金制度を早期に実現するという、この二つの項については、やはりいろいろ捉え方を含めて問題が生じますので、この2と3の項目を一応、削除して、そしてこの1と4を残した形の意見書に仕上げてもらおうと。そういう発議にしてはどうかというふうに思いますので。以上、意見を申し上げます。

○委員長（永山伸一） ほかにございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（永山伸一） それでは、今御意見としまして、意見書案の4項目あるうちの、2項目と3項目を削除した形での意見書案としてはいかがかという御意見がありました。そのような形ではよろしいでしょうか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（永山伸一） では、異議がありませんので、2項目、3項目を削減した上、文言等の軽微な変更については、正副委員長に御一任いただくこととして、委員会として変更した本意見書を本会議に提出したいと思います。御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（永山伸一） それでは、変更した意見書案を提出いたします。

△委員会報告書の取扱い

○委員長（永山伸一） 以上で、日程の全てを終わりましたが、委員会報告書の取りまとめについては委員長に御一任いたすことに御異議ありません。

んか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（永山伸一）異議なしと認めます。よって、そのように取り扱います。

△閉会中の委員派遣の取扱い

○委員長（永山伸一）次に、閉会中の委員派遣についてお諮りします。

現在のところ、閉会中の現地視察等予定しておりませんが、今後必要となった場合の委員派遣の取扱いは委員長に御一任いただきたいと思えます。ついては、そのように取り扱うことに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（永山伸一）異議なしと認めます。よって、そのように決定します。

△閉 会

○委員長（永山伸一）以上で、市民福祉委員会を閉会いたします。

【卷末資料】

請願・陳情文書表
意見書案

受 理 番 号	請願第 6 号	受理年月日	平成 28 年 6 月 13 日
件 名	受動喫煙防止の対策強化を求める請願書		
請 願 者	日置市伊集院町妙円寺二丁目 2 1 番地 3 涉 秀憲		
紹 介 議 員	井上 勝博		
要 旨			
<p>近年、健康意識の向上や喫煙の健康被害の周知により、受動喫煙の機会が減少し、公共施設等の禁煙化も増加傾向にあることは良とするが、飲食店等の禁煙化はほとんど進んでいない。</p> <p>直近の統計で、薩摩川内市においては、登録飲食店 473 店中、禁煙登録店はわずか 1 店、0.21%と極端に少ない。鹿児島市は 7,024 店中 145 店で 2.06%、鹿屋市が 511 店中 12 店で 2.34%、奄美市が 817 店中 5 店で 0.61%、鹿児島市を除く県全体では、5,341 店中 250 店で 4.68%である。最高は日置市で 202 店中 38 店、18.81%であるが、高い数値ではない。</p> <p>これは、公衆衛生上からも改善されるべきである。現在、このための根拠となる法律は、健康増進法、労働安全衛生法等であるが、いずれも強制力に乏しい。</p> <p>国は、2020 年を目途に、罰則付きの強力な法整備を準備中であるが、成立までは 1 年以上先と推測される。</p> <p>そこで、当分の間、市当局においては、保健所と協力して下記の取組を強化されるよう請願する。</p>			
記			
<ol style="list-style-type: none"> 1 市民向けに、あらゆるメディアを駆使して、受動喫煙防止の啓発に努めること。 2 飲食業者やその業界を所管する団体等と連絡を取り、情報収集に努め、飲食店は禁煙とすべき施設である旨を説明し、禁煙店（「たばこの煙のないお店」）に登録するように勧めること。 3 保健所長や関係各専門家による講演会や講習会等を、適宜開催すること。 4 一定の要件を満たす各事業所においては、労働者の健康維持のため、喫煙所や分煙装置を設置する場合には、国からその費用の半額を交付する制度があることを周知すること。 			

受 理 番 号	陳情第 9 号	受理年月日	平成 2 8 年 6 月 1 4 日
件 名	若者も高齢者も安心できる年金制度の実現を求める意見書の提出についての陳情		
陳 情 者	薩摩川内市平佐町 2 9 7 3 番地 1 全日本年金者組合薩摩川内年金者の会 代表 青木 邦雄		
要 旨			
<p>厚生労働省は、2014年の全国消費者物価2.7%、賃金2.3%上昇を受けて、2015年4月より年金を0.9%増額改定した。これは、本来なら物価上昇にリンクして2.7%増額すべきところを2004年の「年金法」の改定を受け、より低い賃金上昇率2.3%から年金の特例水準解消のためとする0.5%を減じた上に、マクロ経済スライドの初の適用で更に0.9%を減額し、結果として0.9%の増額改定にとどめたことによるものである。</p> <p>その上、政府・厚生労働省は、少子化と平均余命の伸びを理由に、マクロ経済スライドを使ってこの先30年間も年金を下げ続けることを見込んでおり、この仕組みをデフレ経済下でも適用できるようにする法改定も狙っている。</p> <p>年金の実質的な低下は、消費税増税、物価上昇、住民税、医療・介護保険料の負担増の下で高齢者・年金生活者にとってはダブルパンチとなり、生きる糧としての食生活さえ切り詰めざるを得ない深刻な状態をもたらし、憲法で保障された生存権を脅かしている。</p> <p>年金の削減は高齢者だけの問題ではなく、低賃金の非正規雇用で働く若者や女性が2,000万人にも増大し、年収200万円以下のワーキングプアが1,100万人を超える異常な状態となる中、将来の年金生活者にとっても大変深刻な問題である。</p> <p>今、若者に必要なことは、非正規雇用から正規雇用への切り替え、最低賃金の大幅引上げであり、現在と将来の生活に明るい見通しを示し、非婚・晩婚・少子化に歯止めをかけることである。</p> <p>年金は、そのほとんどが消費に回る。年金の引下げは、地域経済と地方財政に与える影響が大きく、自治体の行政サービスにも直結する問題となっている。年金が増えれば地域の消費も増え、地方税収が増加し、高齢者の医療や介護の負担も低減できる好循環になる。</p> <p>私たち年金者組合は、高齢者が地域で安心・安全・健康で長生きできること、地域のつながりとまちづくりに貢献できることを願っている。</p> <p>については、年金問題に関わる私たちの切実な要求である下記事項について、地方自治法第99条に基づき、国会及び関係行政庁に意見書を提出されるよう陳情する。</p>			
記			
<ol style="list-style-type: none"> 1 年金の隔月支給を国際水準並みに毎月支給に改めること。 2 年金を毎年下げ続けるマクロ経済スライドを廃止すること。 3 全額国庫負担の最低保障年金制度を早期に実現すること。 4 年金支給開始年齢はこれ以上に引き上げないこと。 			

発議第 号

若者も高齢者も安心できる年金制度
の実現を求める意見書の提出につ
いて

地方自治法第99条の規定により、国会及び関
係行政庁に対し、若者も高齢者も安心できる年金
制度の実現を求める意見書を別紙のとおり提出す
る。

平成 年 月 日提出

提出者 薩摩川内市議会
市民福祉委員会
委員長 永山伸一

提 案 理 由

国は、平成27年4月にマクロ経済スライドを
適用し、年金の改定を行った。この仕組みをデフ
レ経済下で適用し年金が削減されていくことは、
高齢者だけではなく、将来の年金生活者にとつ
ても深刻な問題である。

ついては、国会及び関係行政庁に対し、若者も
高齢者も安心できる年金制度の実現を求める意見
書を提出しようとするものである。

これが本案提出の理由である。

若者も高齢者も安心できる年金制度
の実現を求める意見書（案）

国は、平成26年の全国消費者物価2.7パー
セント及び賃金2.3パーセントの上昇を受けて、
平成27年4月より年金を0.9パーセント増額
改定しました。これは、本来なら物価上昇にリン
クして2.7パーセント増額すべきところを平成
16年の年金改定を受け、より低い賃金上昇率
2.3パーセントから年金の特例水準解消のため
とする0.5パーセントを減じた上に、マクロ経
済スライドの初の適用で更に0.9パーセントを
減額し、結果として0.9パーセントの増額改定
にとどめたことによるものです。

さらに、国は、少子化と平均余命の伸びを理由
に、マクロ経済スライドの仕組みをデフレ経済下
でも適用できるようにする年金改定も検討してい

ます。

低賃金の非正規雇用で働く若者や女性が
2,000万人に増大し、年収200万円以下の
ワーキングプアが1,100万人を超える異常な
状態となる中、年金が削減されていくことは、高
齢者だけの問題ではなく、将来の年金生活者にと
っても大変深刻な問題です。

年金は、そのほとんどが消費に回ります。年金
の引下げは、地域経済と地方財政に与える影響が
大きく、自治体の行政サービスにも直結する問題
となっています。年金が増えれば地域の消費も増
え、地方税収が増加し、高齢者の医療や介護の負
担も低減できる好循環になります。高齢者が地域
で安心・安全・健康で長生きでき、地域のつなが
りとまちづくりに貢献できると期待されます。

よって、下記事項について、有効な措置をとら
れるよう要望いたします。

記

- 1 年金の隔月支給を国際水準並みに毎月支給に
改めること。
- 2 年金の調整を行うマクロ経済スライドを廃止
すること。
- 3 全額国庫負担の最低保障年金制度を早期に実
現すること。
- 4 年金支給開始年齢はこれ以上に引き上げない
こと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書
を提出します。

平成 年 月 日

鹿児島県薩摩川内市議会

（提出先）

衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、財務
大臣、総務大臣、厚生労働大臣

薩摩川内市議会委員会条例第30条第1項の規定により、ここに署名する。

薩摩川内市議会市民福祉委員会
委員長 永山伸一